

三春町告示第84号

平成23年9月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成23年8月9日

三春町長 鈴木 義 孝

- 1 日 時 平成23年8月24日（水）午前10時
- 2 場 所 三春町議会議場

平成23年8月24日、三春町議会9月定例会を三春町議会議場に招集した。

## 1、応招議員・不応招議員

### 1) 応招議員（15名）

1番 萬年 智	2番 影山 初吉	3番 渡辺 泰譽
4番 佐藤 弘	5番 儀同 公治	6番 日下部 三枝
8番 陰山 丈夫	9番 上石 直寿	10番 渡辺 渡
11番 佐久間 正俊	12番 小林 鶴夫	13番 佐藤 一人
14番 渡邊 勝雄	15番 柳沼 一男	16番 本多 一安

### 2) 不応招議員（なし）

## 2、会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第52号 新三春中学校建設工事請負契約について
  - 議案第53号 三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第54号 三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第55号 三春町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第56号 三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第57号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
  - 議案第58号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
  - 議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
  - 議案第60号 平成23年度三春町一般会計補正予算（第2号）について
  - 議案第61号 平成23年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
  - 議案第62号 平成23年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
  - 議案第63号 平成22年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について
  - 議案第64号 平成22年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - 議案第65号 平成22年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
  - 議案第66号 平成22年度三春町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
  - 議案第67号 平成22年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - 議案第68号 平成22年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 議案第69号 平成22年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について
  - 議案第70号 平成22年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について
  - 議案第71号 平成22年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について
  - 議案第72号 平成22年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について
- 報告
- 報告第6号 平成22年度財政の健全化に関する比率の報告について
  - 報告第7号 平成22年度三春町第三セクターの経営状況報告について

平成23年8月24日（水曜日）

1、出席議員は次のとおりである。

1番 萬年 智	2番 影山 初吉	3番 渡辺 泰譽
4番 佐藤 弘	5番 儀同 公治	6番 日下部 三枝
8番 陰山 丈夫	9番 上石 直寿	10番 渡辺 渡
11番 佐久間 正俊	12番 小林 鶴夫	13番 佐藤 一八
14番 渡邊 勝雄	15番 柳 沼一男	16番 本多 一安

2、欠席議員は次のとおりである。

なし

3、職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 原 毅 書記 近内 信二

4、地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義孝
副町長	深谷 茂

総務課長	橋本国春	財務課長	村上正義
住民課長	橋本清文	税務課長	佐久間收
保健福祉課長	工藤浩之	産業課長	新野徳秋
建設課長	影山常光	会計管理者兼 会計室長	吉田 功
企業局長	橋本良孝		

教育委員会委員長	武地 優子	教育長	遠藤真弘
教育次長兼教育課長	大内 馨	生涯学習課長	遠藤弘子

農業委員会会長	大石田 紘一
---------	--------

代表監査委員	野口 邦彦
--------	-------

5、議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成23年8月24日（水曜日） 午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案の提出
- 第5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第6 議案の質疑
- 第7 監査報告
- 第8 議案の委員会付託
- 第9 報告事項について

6、会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時)

……………開 会 宣 言 ……………

○議長 ただいまより、平成23年三春町議会9月定例会を開会いたします。  
ただちに本日の会議を開きます。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、8番陰山丈夫君、9番上石直寿君のご両名を指名いたします。

…………… 会 期 の 決 定 ……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日より9月1日までの9日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。  
よって本定例会の会期は、本日より9月1日までの9日間と決定いたしました。  
なお、会期日程につきましては、お手元に通知しました日程表のとおりといたしますので、ご了承願います。

…………… 諸 般 の 報 告 ……………

○議長 日程第3により、諸般の報告をいたします。  
出納検査の結果について、監査委員より、平成23年度第3回、第4回の例月出納検査報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておきましたのでご了承願います。

…………… 議 案 の 提 出 ……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。  
提出議案は、お手元にお配りしました「議案第52号 新三春中学校建設工事請負契約について」から「議案第72号 平成22年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」までの21議案であります。

…………… 町長挨拶並びに提案理由の説明 ……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。  
鈴木町長！

○町長 町長並びに議会の皆さん方にとっても任期最後の定例会になりました。  
9月定例会の開会にあたり、現下の情勢と提出する議案の概要等について説明いたします。  
最初に、3月11日に発生いたしました東日本大震災関係についてであります。この件につきましては、6月定例会で説明いたしました、その後の概要について説明いたします。  
最初に、町道等の災害復旧工事についてであります。現在までに、町単独の復旧工事186件の発注と、国の補助を受ける災害復旧38件の査定が終了したところであります。また、農地災害につきましては、町単独の復旧工事24件の発注と、国の補助を受ける13件の査定が終了しました。これら補助事業の災害復旧工事は、9月から発注できる見込みであります。

次に、個人住宅等の災害についてであります。住宅の全壊・半壊が120件を超え、非

住宅を含めると220件に及びました。また、一部損壊の住宅・非住宅は800件を超えるなど、改めて今回の震災の規模の大きさを感しました。現在これらの対応に努めているところであります。

次に放射能対策についてであります。放射線量の測定につきましては、小中学校、保育所、幼稚園、公園等の公共施設の測定と各地区自主防災会等の協力を得て、地区ごとの放射線量を継続して測定し、公表しているところであります。また、簡易放射線測定器を個人や団体に貸し出しをして、現状把握と対策を講じているところであります。放射線量除去等の対応につきましては、小中学校、保育所、幼稚園、公園等の表土除去作業を行っているところであります。また、農地等の放射線測定につきましても、町独自に町内45ヶ所の土壌調査を実施したところであります。今後は空間放射線量の測定に加えて、新たに食品放射線の測定を実施し、現状把握とその対策を講じて参りたいと考えております。これらの調査結果等につきましては、防災行政無線、広報紙等により逐次公表して参ります。

次は相双地区の避難者受け入れについてであります。大震災発生以来、地区自主防災会をはじめ、各種団体等の協力を得て一次避難、二次避難者の受け入れを行って参りました。現在も町内で、二次避難者約20人程度を受け入れております。

仮設住宅については、富岡町と葛尾村の両町村合わせて770戸が建設され、現在までに599戸に約1,330人が入居されました。また、葛尾村につきましては、8月11日より役場機能を三春町に移され業務を行っております。

以上が今回の大震災に対する取り組み等の概要であります。本定例会に提案いたしました補正予算に、小中学校、保育所、幼稚園等へのエアコン設置費をはじめ、大震災の復旧、放射線対策等の経費等を計上いたしましたので、よろしくお願いたします。

続いて、平成22年度に町が重点施策として取り組んだ主な結果と決算の概要について説明いたします。

第1は、「教育環境の充実に関する取り組み」であります。この取り組みのうち、新三春中学校の開校につきましては、学校建築に向けての基本計画の見直しを行い設計施工一括発注技術提案総合評価方式により業者を選定し、細部協議を行い建設の運びとなり、本定例会に「新三春中学校建設工事請負契約締結について」の議案を提出しました。また、開校に向けては準備委員会、検討部会等を設置し、教育内容等細部にわたり検討を行っているところであります。

第2は、「産業興しに関する取り組み」であります。この取り組みのうち、商業核施設整備の既存スーパーの出店計画は、関係者の協力を得て、事業が着実に進展しているところであります。

第3は、「訪ねてみたくなる地域づくりに関する取り組み」であります。この取り組みのうち、滝桜観光につきましては、原石山駐車場の拡張、シャトルバスの運行、渋滞情報の周知などに取り組んだ結果、渋滞対策に一定の効果が見られたと考えております。また、従来、駐車料金と滝桜協力金をお願いしておりましたが、22年度からは滝桜観桜料に一本化した結果、概ね好意的に受け取られたと考えております。次に、城山整備につきましては、国県の補助事業の活用と、各まちづくり協会等各種団体の協力により、道路、散策路の整備、間伐の実施、アジサイの植栽など公園整備の促進を図ることができました。

第4は、「安全で安心して暮らせる環境創造に関する取り組み」であります。この取り組みのうち、道路網の整備では、継続事業であった幹線道路の完成と、地区要望の生活道路の整備を国の経済対策交付金を活用して、集中的に整備することができました。県事業関係では、

桜川改修事業、国道288号三春西バイパス工事と関連する事業につきましても、地権者をはじめ関係者の協力により、工事が順調に進められております。

第5は、「少子化対策に関する取り組み」であります。この取り組みのうち、子育て支援医療費助成につきましては、21年10月から助成年齢を小学6年生まで引き上げ、22年10月からは中学生まで拡大しました。また、これ以外の少子化対策事業につきましても継続して実施し、子育て支援に努めているところであります。

第6は、「町民の健康増進と福祉施策の充実に関する取り組み」であります。町民の健康増進には、疾病構造に対応した施策の推進と検診率の向上が不可欠であります。そのため、医療費の分析に取り組むとともに、施設検診を導入するなど受診率の向上に努めました。また、新型インフルエンザ、子宮頸がんワクチン接種などの対策も講じました。

第7は、「協働のまちづくり等に関する取り組み」であります。協働のまちづくりには、情報の共有と共通認識にたった合意形成が基本であると考え、各地区まちづくり協会、区長会をはじめ各種団体等と連携を強化し、懇談会、各種事業等を実施いたしました。更なる活性化のために創意工夫に努めて参りたいと考えております。

続いて、平成22年度決算の概要についてであります。歳出決算額では、一般会計が62億8千6百77万円、国民健康保険特別会計等5事業の合計は、32億3千8百15万円、水道事業等4企業会計の合計は、12億4千9百85万円でありました。

次は、町債についてであります。22年度末町債借入残高は、一般会計が89億9千9百93万円と前年度比6億1千9百40万円の減となりました。

また、水道事業等企業会計の借入残高は、46億4千3百84万円と前年度比2億2千63万円の減となりました。

次は、財政状況を示す指標についてであります。経常収支比率については、89.8%と前年度より0.1ポイント上昇したものの、実質公債費比率は15.7%と年々減少し、当面の目標としていた許可基準の18%を下回ることができました。また、将来負担比率についても123.1%と前年度比27.3ポイント下回ることができました。

次は、決算の総括についてであります。年度末に発生いたしました東日本大震災の影響で、23年度に繰越した事業もありますが、計画した事務事業が概ね推進でき、安心、安全なまちづくりが図られたものと考えております。改めて議会をはじめ、各種団体、町民の皆様に感謝申し上げます。今回の大震災関連の対応には、多くの時間と費用を要することになりますが、限られた人材と財源を有効、効率的に活かして、更なる町民の福祉向上を目指して取り組んで参りたいと考えておりますので、引き続き町政発展のため、ご支援、ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本定例会に提案いたしました「新三春中学校建設工事請負契約について」をはじめ、条例の一部改正、人事案件、補正予算、決算認定の説明につきましては、別添議案説明書のとおりでありますので、全議案議決、同意、承認されますようお願い申し上げます。22年度決算の概要と議案の説明といたします。よろしくお願いたします。

#### …………… 議 案 の 質 疑 ……………

○議長 日程第6により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、「議案第52号 新三春中学校建設工事請負契約について」から「議案第72号 平成22年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」までの提案理由の説明に対する質疑であります。

○議長 議案第52号、「新三春中学校建設工事請負契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第53号、「三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第54号、「三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第55号、「三春町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第56号、「三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第57号、「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第58号、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第59号、「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第60号、「平成23年度三春町一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第61号、「平成23年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第62号、「平成23年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第63号、「平成22年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第64号、「平成22年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第65号、「平成22年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第66号、「平成22年度三春町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第67号、「平成22年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第68号、「平成22年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第69号、「平成22年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入支出・資本的収入支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第70号、「平成22年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入支出・資本的収入支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第71号、「平成22年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第72号、「平成22年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

……………・・ 監 査 報 告 ・……………

○議長 それでは日程第7により、監査報告について。

監査委員から、平成22年度に関する各種会計決算審査の意見についての報告を求めます。

野口代表監査委員！

○野口代表監査委員 平成22年度、各会計の決算審査について報告を申し上げます。

なお、本件については、別途、意見書を提出しておりますけれども、若干の説明を加えて報告ということにさせていただきたいと思っております。

なお、監査委員は、私、野口と渡辺泰譽委員の2人でございます。

審査の期間でございますけれども、平成23年7月12日から19日まで5日間、行ったところでございます。

それから、審査の対象は、(1)平成22年度三春町一般会計決算から、(11)平成22年度三春町病院事業会計決算までの11件について行ったところでございます。

審査の方法でございますが、予め町長から提出をいただきました、平成22年度一般会計・特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書等々の関係資料をいただきまして審査をしたところでございます。その内容については、関係法令に準拠して作成されているか。2つ目には計数は正確であるか。3番目に予算の執行は法令に準拠し、適正かつ効率的であったか。4番は財政の運営は適正であるか。5番は財産の管理は適正であるか。6番は基金の運用は適正であるか。などについて主眼重点をおきながら、毎月実施をしております例月出納検査の結果等も合わせて、慎重に審査をしたところでございます。

先般における審査の結果でございますが、審査に付された各会計決算書等に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類を照合審査した結果、決算計数はいずれも符号して誤りのないものと認めたとところでございます。

次に審査の概要について申し上げます。

その第1は、一般会計についてでございます。一般会計の決算収支でございますが、一般会計の財政収入は別表に記載をいたしておるところであります。歳入総額が70億7千8百50万3千円、それに対して歳出総額は62億8千6百76万9千円でございます。形式的な収支は7億9千1百73万4千円で、実質的な収支は5億4千2百22万7千円の黒字決算ということでございます。

また、予算の執行状況でございますが、歳入決算額は予算現額に対して、1百5万7千円の増加でございます。予算規模に対する収入率は約100.0%となっております。一方、調定額に対する収入率でございますが、98.0%でございます。収入未済額1億3千7百81万円につきましては、前年度に比べて4千786万3千円減となっております。一方、歳出決算額でございますけれども、予算現額に対して88.8%の執行率でございます。不用額は、7億9千67万7千円となっております。

次に町債残高でございますが、只今、町長の方からも数字の報告がございましたけれども、別表に町債残高について記載をしたところでございます。対前年度6億1千9百39万8千円減の89億9千9百92万5千円がその残額でございます。

それから、財政の構造にかかわる歳入構成でございますけれども、いわゆる町税等の自主財源、それから地方交付税等の依存財源について、それぞれ別表に示しておりますけれども、

やはり自主財源が約42.1%。これは前年度とほぼ同じ率でございますけれども、自主財源が42.1%、他に依存する財源が約57.9%という決算でございます。一方、歳出の構成でございますけれども、これにつきましては、義務的経費・投資的経費・その他というふうに3つの部門に分けて考えたところでございますけれども、別表に示すとおり、上がるものあり、下がるものありということでございます。別表を参照していただきたいと思ます。

それから、財政構造の弾力性でございます。これも只今、町長方から一部数字が報告されたところでございますけれども、財政力指数以下、4項目の詳細な率につきましては記載をいたしておきました。詳細については、記載の数字をご覧いただきたいと思ます。以上が一般会計についての決算結果でございます。

次は特別会計でございます。平成22年度、5つの特別会計の決算の収支状況は、一まとめにいたしますと、別表に掲載をしたとおりでございます。5つの特別会計で歳入総額が33億7千3百61万9千円、それに対して歳出総額は32億3千8百15万1千円、差引きといたしましては、1億3千5百46万8千円の黒字だということでございます。

特別会計の各会計についてでございますが、まず、国民健康保険特別会計。決算の数字につきましては別表のとおりでございますけれども、22年度の国民健康保険税における現年課税分に対する未納額が4千2百22万8千円であり、これに滞納繰越分、前年度からの繰越分を含めた未納額を合計いたしますと1億3千1百26万9千円となっており、これが未納額の総額になっているところでございます。それから、保険の給付費は12億8千6百91万8千円、これは前年度に比べて8百93万6千円増加をいたしております。それから、後期高齢者支援金等は2億8百44万円、前期高齢者納付金等につきましては36万6千円となっております。また、老人保健拠出金でございますけれども、88万4千円と対前年度で8百3万円7千円減少しております。なお、介護納付金は1億5百8万6千円と対前年度で1千1百86万2千円増加をいたしております。次に、予算の執行状況でございますけれども、歳入決算額は予算現額に対しまして、3百46万2千円の減収でございます。一方、歳出決算額については予算現額に対して、95.0%の執行率となっております。

次に三春町後期高齢者医療特別会計の決算収支状況でございますが、予算の執行状況等につきましては、別表に記載をいたしております。歳入決算額は予算現額に対して、92万3千円の減収となり、予算額に対する収入率は99.4%となっております。一方、歳出決算額につきましては、予算現額に対して99.2%の執行率となっております。

次に三春町老人保健特別会計の決算収支状況でございますが、別表に記載をしたとおりでございます。予算の執行状況につきましては、歳入決算額は予算現額に対して13万5千円の減収、予算額に対する収入率につきましては86.3%となっております。

次は三春町介護保険特別会計の決算の収支状況でございますが、別表のとおり、年間推移を含めまして記載をいたしておりますのでご覧をいただきたいと思ます。歳入決算額は予算現額に対して1千1百70万円の減収でございます。予算額に対する収入率は99.0%となっております。歳出決算額につきましては、予算額に対して95.9%が執行されているということでございます。

次に三春町町営バス事業特別会計の決算収支状況でございます。予算の執行状況等も含め別表のとおりでございますけれども、ほぼ内容につきましては前年と同じような結果がでているところでございます。

第3は公有財産管理でございます。土地及び建物の管理、物件の管理、有価証券、出資による権利、これにつきましては別表に記載をいたしておりますけれども、その内容のとおり

でございます。

次は基金の状況でございます。運用基金、積立基金、特別会計の残高等については、別表にまとめておきましたのでそのとおりでございます。

次は企業会計についてでございます。

その1は三春町水道事業会計であります。給水人口、給水件数、水道の普及率、もろもろの事業の状況につきましては、表の中でまとめておりますのでご覧をいただきたいと思いません。水道事業の収支の状況でございますけれども、事業収入3億3千3百12万7千円、これに対する事業費用でございますけれども、3億2千49万8千円でございます。差引き1千2百62万9千円の黒字決算となっております。次に資本的収入及び支出でございますけれども、税込みで収入は総額1億3千5百92万9千円、それに対する支出でございますけれども総額2億6千8百74万6千円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3千万余になるわけでございますけれども、これにつきましては、現年度の損益勘定留保資金等で補てんをいたしたところでございます。

また、会計状況のうち、企業債、他会計長期借入金の借入及び償還状況については、別表に示しておりますのでご覧をいただきたいと思いません。次に水道事業会計の利益剰余金についてでございますが、本年度は先ほど申し上げましたとおり1千2百62万9千円の黒字決算でございます。前年度からの繰越利益剰余金3千5百58万2千円と合わせますと、水道事業会計といたしましては4千8百21万1千円と黒字の繰越となるところでございます。次に水道会計の財産管理につきましては、有形固定資産、無形固定資産、それぞれ別表に詳しく記載をしておりますのでご覧をいただきたいと思いません。

2つ目は下水道事業会計でございます。これにつきましては、公共下水道事業、それから農業集落排水事業、それに加えて個別排水処理事業の三つの下水道事業が行われているわけでございますけれども、それを一つにまとめまして表にいたしておりますのでご覧をいただきたいと思いません。一つには収支の状況でございますけれども、各事業の収入及び費用につきましては、それぞれ表にまとめたところでございます。三つの事業を合わせました全事業の収入でございますけれども、総額で2億7百37万4千円、それに対する事業の費用、掛かった費用でございますが2億3千6百27万8千円で、2千8百90万余の損失、下水道会計につきましては、損失を計上しておるところでございます。

また、その赤字決算の内容でございますけれども、公共下水道事業では1千78万円、農業集落排水事業につきましては1千9百40万2千円が損失でございます。なお、個別排水処理事業につきましては、1百27万8千円のプラスの決算となっております。次に資本的収入及び支出につきましては、3事業全体でみますと収入は、総額2億8千1百17万2千円。支出につきましては、総額3億1千3百4万円となっております。これにつきましては、別表等に記載をいたしておりますのでご覧をいただきたいと思いません。なお、下水道関係の企業債につきましては、表の中に詳しく掲載をいたしましたので、ご覧をいただきたいと思いません。次に、財産の管理でございますけれども、有形固定資産、投資については別表に記載をいたしたところでございます。

次に宅地造成事業会計でございます。これにつきましては、平成22年度は宅地についての分譲実績はございませんでした。また、16年度から定期借地方式を導入いたしておりますので、これについては今現在7区画について契約を締結しておるところでございます。事業の状況等につきましては、別表に記載をいたしております。

最後になるわけでございますけれども、三春町の病院事業会計でございます。年間の利用

者等々も含めまして、事業の状況は別紙のとおりでございます。利用する方々が増えているということでございます。収支の状況でございますけれども、収入は総額で2百27万円、支出は総額9千92万4千円となっております。収入面の総額が少ないのではないかということになるかと思えますけれども、これは利用料金制を採用しているところでございまして、本会計においては、病院事業に係る直接の医業収益及び医業費用の発生はないところでございます。一部の事務経費を計上しておるということでございます。それともう一つにつきましては、借入金の問題でございますけれども、これは平成21年度に全額償還をしていることから残額はございません。次に病院関係の財産管理でございますけれども、これにつきましても有形固定資産、無形固定資産、それぞれ別表のとおりでございます。

以上、数字の羅列のようで、なかなか頭の中に入れてはいただけないのではないかと思いますけれども、なかをご覧いただきたいと思えます。

最後に決算審査を終わった段階での監査員の話の内容を、結びという形で末尾に添付をさせていただきます。加えまして付記として、各会計地方債等残高一覧表を掲載いたしております。債務負担行為額、地方交付税がどのように推移をして来ているかというものも付記として掲載をいたしております。ご覧をいただきたいと思えます。

以上が決算審査の内容でございます。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第8により、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第52号から議案第72号までは、お手元にお配りしました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会にそれぞれ付託することに決定をいたしました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるようお願いをいたしておきます。

…………… 報告事項 ……………

○議長 日程第9、報告事項について。

報告第6号、平成22年度財政の健全化に関する比率の報告について。

報告第7号、平成22年度三春町第三セクターの経営状況報告について。

町長より報告がありましたので、お手元に配布しておきましたのでご了承願います。

…………… 散会宣言 ……………

○議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会をいたします。ご苦勞様でございました。

(閉会 午前10時47分)

平成23年8月25日（木曜日）

1、出席議員は次のとおりである。

1番 萬年 智	2番 影山 初吉	3番 渡辺 泰譽
4番 佐藤 弘	5番 儀同 公治	6番 日下部 三枝
8番 陰山 丈夫	9番 上石 直寿	10番 渡辺 渡
11番 佐久間 正俊	12番 小林 鶴夫	13番 佐藤 一八
14番 渡邊 勝雄	15番 柳 沼一男	16番 本多 一安

2、欠席議員は次のとおりである。

なし

3、職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 原 毅 書記 近内 信二

4、地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義孝
副町長	深谷 茂

総務課長	橋本国春	財務課長	村上正義
住民課長	橋本清文	税務課長	佐久間收
保健福祉課長	工藤浩之	産業課長	新野徳秋
建設課長	影山常光	会計管理者兼 会計室長	吉田 功
企業局長	橋本良孝		

教育委員会委員長 職務代理者	井上 聡	教育 長	遠藤真弘
教育次長兼教育課長	大内 馨	生涯学習課長	遠藤弘子

農業委員会会長	大石田 紘一
---------	--------

代表監査委員	野口 邦彦
--------	-------

5、議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成23年8月25日（木曜日） 午前10時開会

第1 一般質問

6、会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時）

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 会議に先立ち報告いたします。執行者側より、事業開催主催者のため武地優子教育委員会委員長が欠席となり、代理として井上聡教育委員会委員長職務代理者が出席する旨の届出がありましたので報告いたします。

ただいまより、本日の会議を開きます。

…………… 一 般 質 問 ……………

○議長 日程第1により、一般質問を行います。

議会の申し合わせにより、一般質問は質問席において、一問一答により行います。

質問の全体時間は、再々質問まで30分以内の時間制限であります。

通告による質問を順次許します。

4番佐藤弘君！質問席に登壇願います。

質問を許します。

○4番（佐藤弘君） 先に通告してあります放射能汚染についてお尋ねいたします。

第1に放射能汚染について、文部科学省は年間20ミリシーベルト以上について学校などの活動制限を決めた。しかし、その後、学校生活において1ミリシーベルトを目指すことに変更。三春町はいち早く1ミリシーベルト以下であっても、保育所・幼稚園・学校などの教育施設と児童公園などの表土の除去を実施しました。夏休みが終わって、子供たちの教育環境はどうなっているのか。校庭で広場で遊べるのだろうか。

第2に通学路、一般生活道路の放射線量はどうか。

第3に個人の庭、家の周りの汚染されている雑草や土の処理など、どうすれば良いのか。

第4に今、町で行っている環境放射線量測定値のお知らせですが、地図上に記載して頂ければ一番分かり易いと思えますがいかがでしょうか。

最後に今後、町民の不安を取り除き安全を確保する対策について、お聞かせ願います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 4番議員の1つ目の質問にお答えいたします。

三春町では、子どもの安全・安心を最優先に考え、子どもが受ける放射線量の低減化を図って参りました。そこで実施いたしましたのは、議員のご指摘のとおり、校庭等の表土除去工事であります。保育所・幼稚園・小中学校すべての教育施設において実施をいたしました。

除去工事後の空間線量は工事前に比べ、格段に低下したことから、一定の成果が得られたと考えております。

なお、表土除去後の校庭等での活動につきましては、臨時の校長会を開催し、手洗いやうがい等の注意事項を守って、校庭での活動を実施するとのご理解を図り、表土除去が終わった学校から実行に移しております。

また、子どもたちが遊ぶ児童遊園地、都市公園等の表土除去につきましても、23ヶ所で工事が完了し、現在残りの公園について引き続き環境整備を図っている状況であります。

更に、各学校に高圧洗浄機を購入、配置し、PTA等で校舎及び側溝等の除染活動にも積極的に取り組んでいただいております。

夏休みが終わりますと、延期になっている運動会に向けての練習が各小学校で始まり、中学校では新人大会に向けて部活動が活発になりますので、校庭には元気な子どもたちの声が響くものと思っております。

○議長 橋本住民課長！

○住民課長 2点目の道路線量のことではありますが、アスファルト舗装面では、放射性物質が流出しにくい土の面よりも放射線量は低く、雨水等の流れ集まる側溝等の線量は高い傾向にあります。通学路につきましては、地区の皆様の協力により、草刈等の除染活動がなされてお

り、線量は減じているものと判断されます。なお、一般道路、通学路等の放射線量の詳細につきましては、今後、地区の方々の協力を得ながら、その実態把握に努めて参りたいと考えております。

3点目の個人の庭、家の周りの汚染されている雑草・土の処理についてでございますが、むしろ庭草等につきましては、燃えるごみの指定袋に入れて収集日に出していただくようお願いいたします。なお、焼却場の容量のこともありますので、小出しでの協力ということでお願いしたいと思います。土砂につきましては、土嚢袋等に入れるなどして、当面は所有地内での一時仮置きをお願いいたします。なお、国から放射性物質に汚染された廃棄物の最終処分については、未だ方針が示されておりません。県内各市町村ともに、その取扱いに苦慮しているところですので。一刻も早く、汚染廃棄物の最終処分方針が示されるように国へ求めていくとともに、町内への一時仮置き場の設置についても早急に決定して参りたいと考えております。

4点目の環境放射線量測定値の標記方法を分かり易くとのことでございますが、そのとおりであると考えますので、今後、そのデータの利用目的・用途などを考えながら、地図上に標記するなど皆さんの見やすい・分り易いものとなるように調整して参ります。

5点目の不安を取り除き安全を確保する対策についてですが、これは、汚染された生活空間を従来の環境へと戻して行くことであり、具体的には、情報を共有し、除染を進め、食の安全、健康な環境を取り戻すことで、外部被曝や内部被曝を低減することが重要な対策と考えます。特に、子供たちの安全を考え、できることから順次除染活動を進める必要があります。今後、地区の方々の協力を得ながら一緒に取組んで参りたいと考えております。

○議長 再質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番（佐藤弘君） 第1点目の問題なんですけれども、皆さんも十分把握をしていると思うんですけれども、幼児ですね。保育所、幼稚園の幼児の保護者というか親御さんについて、かなり放射線の数量等が発表されるごとに心配をされておる。いずれ今の段階で、どれ位の量が問題なのかという、きちっとしたものが出されないと、やはり数字だけで判断をしている。その中で不安をどう取り除いていくのかという、この問題について町としてですね、どう対応するのか。表土の除染については、具体的にね、進められていますけれども、心の問題と言いますかね、子供ではなくて幼児を持った母親の問題というのが、対応の今後の問題として残るのではないかと思いますのでお尋ねをしたい。

それから、第2点の通学路の問題でありますけれども、出来るところから通学路の除染に取り組む。今日の新聞では毎時1マイクロシーベルトというような発表と申しますかね。したがって、通学路についても今後の問題としては、実際1マイクロシーベルト以下にやっぱり抑えていくというかね、そういうことが必要になるのではないか。現時点で通学路を測定した所があればですね、1マイクロシーベルトより値がね、以上になっている箇所があったのかどうかお聞かせをお願いします。

それから、第3の問題なんですけれども、まさに答弁のとおりですね、処理する場所が決まらないとどうにもならない。そのとおりだと思うんですけれども、家庭でもって庭の表土を掃いたりしてそれなりの対応をしている。しかし、その物をどうしたらいいのか、袋に入れて積んで置くと。積んで置くというのは狭い庭の中にそのまま放置をするということになっているわけで、1日でも早くですね、町としても対応をしていただきたい。その方法を検討をしていただきたい。国を待つということになれば、1年後になるか2年後になるか分からない状態でもあるだろうと思いますので、その辺よろしくお願いをしたいと思っております。

最後のやつは先ほど言いました幼児を持つ保護者、母親の皆さんの不安をどう取り除いていくのかということになると思いますので、含めてよろしくをお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 1点目の再質問につきまして、幼児のお子様を持つ保護者の皆様の安全安心ということについて、お答えいたします。確かに議員さんの言うとおり、安全と安心という言葉の間には相当の距離感があるように思います。いろいろ除染の、またはその低減の方策を講じて参りましたが、なかなかこの距離をですね、縮めることは難しいと思っております。ただ具体的にはですね、幼児のお子さんは小中学生に着けているOSL線量計という物は、小さいお子さんですのでふさわしくないと思っております。それでお母さんがいつもそばにいると思いますので、お母さんの方ですね、積算線量計をお配りして測っていただくということが、まず一つございます。それから、これまでも実施してまいりましたが、三春町はいち早くですね、町民の皆様の学習会なるものを開いております。それから、7月の30日だったと思いますが、講演会を開いております。さまざまな形でですね、確かに安全なる基準というものがなかなか明確でございませぬので、そのような形で繰り返しですね、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長 橋本住民課長！

○住民課長 2点目の通学路の1マイクロシーベルト以上の箇所があるのかということですが、町では各地区の定点を設けまして計測をしているところでございます。道路等にかかる所もございませぬので、町全体では0.2マイクロシーベルトから1.2、1.3位の所があるというふうに認識をしております。道路についても同じ様なレベルかなということと考えておりますが、町でいま計測している部分につきましては土の面を主に考えておりますので、舗装面においては若干下がっているのだろうというふうに認識をしております。今後の除染活動につきましては、いま現在、今回の補正にも計上させてもらっておりますが、各地区47行政区がございませぬが、その各地区の方々、それから自主防災会もございませぬので、各団体そういった方々と今後協議をしながら進めて参りたい。目標は年間1ミリシーベルト、それ以下に抑える様な形で除染ができないかということで取り組んで参りたいというふうに考えております。

それから、処理場所の件なんですけれども、これは先ほども申しましたとおり国の方の方針が定まっております。ただ今後、通学路の例えば側溝に溜まった所等は、たぶん高い線量が出る箇所があるかと思っておりますので、そうした所の土砂上げ等々が出てきて参ります。これにつきまして、各地区の方々との協議によりまして、そうした一時保管場所が確保できるかどうか、その辺も協議しながら進めて参りたいと考えております。以上です。

○議長 再々質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) 第2の通学路の件なんですけれども、今のお話ですと0.2マイクロシーベルトから1.2、1.3という答弁でした。この1.2、1.3、毎時1マイクロシーベルトをという発表でしたので、順次いまやられている中でですね、早い所と遅い所があるのだろうと思うんですけれども、1マイクロシーベルト以上の所についてですね、通学路の変更等は検討されるのかどうなのか。また、いま現在汚染の関係で通学路を変更した箇所があるのかどうなのかお尋ねをしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

大内教育課長！

○教育課長 お答え申し上げます。まず、通学路の変更をした箇所はございません。それで、今ほど住民課長から答弁を申し上げましたけれども、それらの調査を待ちましてですね、学校と協議をして参りたいと考えております。以上です。

○議長 12番小林鶴夫君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○12番（小林鶴夫君） 議長の許可により、先に通告いたしました三春町新エネルギービジョンの見直しと廃校予定の中学校の利活用の2点について質問いたします。

質問に入る前にちょっと申し添えたいのですが、初めて議員になりましてこの4年間、16回の定例会全てにおいて、質問に立たせていただきました。本日の2問を含め合計32問の質問を行うこととなります。ざっと分類しますと観光や産業で9回、第6次長期計画で5回、温暖化やエネルギー等で5回、少子化・人口問題で3回、教育施設等で3回、住環境整備等で2回、その他5回となります。執行者側からですね、議会の皆さんからいろいろな知恵や提言をお願いしますと言われますが、残念ながら具体化やその方向になったのが少ないかなと思っております。それから、前向きに検討しますということについてもですね、これがその後1年2年たってもですね、検討がなされないのも、ままあるということがちょっと残念だったかなと思います。これらについてはですね、住民の方もよく知っておりますのでですね、今後住民の期待を裏切らないようですね、ご答弁をお願いしたいと思います。

それでは、初めの三春町新エネルギービジョンの見直しについてお尋ねいたします。三春町では平成12年3月、これはここで何回も見せたから、またかと言われるかも知れませんが、11年前にですね、こういうすばらしい三春町新エネルギービジョンなる先進的なですね、検討をして10年間、向こう10年間というのは今年の3月をもって終了するんですけれども、すばらしい計画を報告書にまとめてございます。しかしですね、実行に移されたのはそのごく一部でですね、先般実行期間を終えたという状況でございます。これが本格的に実行されていればですね、三春町は現在、全国的に注目を集めた町になったのではないかなと思いますけれども、そうならなかったことがですね、大変私は残念に思っております。3.11大災害から早くもですね、半年近くになります。原発に伴う放射能の影響の広がりですね、どんどん広がっており収束には予断を許さない状況でございます。さる7月8日のですね、福島民報新聞で県内59市町村長に対して行った原子力政策等に関するアンケートの結果発表が載っておりました。これによりますと80%に当たる47名の市長さん達がですね、「これからの発電は太陽光や風力など再生可能エネルギー、自然エネルギーに移行すべき」と回答しております。国ではですね、再生エネルギー全量買取制度の法案が先般衆議院を通過し、今週中にもですね、参議院で可決成立する見通しとなっております。鈴木町長もですね、「原子炉は廃炉にして自然エネルギーにシフトすべき」というふうに回答されたと報じられております。また、21日のですね、民報新聞に掲載されました時事通信社が一般者に行った世論調査でも、84%の方が今後の発電方法は再生可能エネルギーにすべきであると回答しております。このような背景でですね、始めに三春町は中山間地域でいろいろな所に水路があります。昔はもっともっとあったと聞いておりますけれども、小規模の水力発電も可能かと思っております。現在でもですね、町内には東北電力の水力発電も稼動しております。また、日照期間にも十分恵まれております。太陽光発電も相当期待できると思っております。更に木材や他の廃材によるバイオマス発電もですね、期待できるので

はないかと考えております。このように三春町は自然エネルギーに大変恵まれておってですね、新しい地域産業としてですね、エネルギーの地産地消を検討する価値が十分にあるのではないかと私は考えております。執行者側のですね、これに対する考えをお聞かせください。

2番目にですね、そのためにですね、調査検討会を町民・議員・学識経験者・町職員で構成してですね、この平成12年3月に作ったこれを土台にですね、新しい地域エネルギービジョンをですね、作成すべきと思っております。実はですね、お隣の小野町、昨年ですね2月にやはり「小野町新エネルギービジョン」というものをまとめております。私の手元に冊子があるんですけども、10年前に三春でまとめたよりもっと立派な内容になっております。あとこれの概要版というのもですね、全町に配ったと聞いております。これらはホームページに全部でておりますのでパソコンを使える方はですね、ちょっと1回見ていただければと思っております。その他にですね、学童向けに「新エネルギーと歩む小野町の未来」という非常に分かりやすいパンフレットをですね、学童向けにも作っております。これは実は先日、住民課の方にもちょっとお渡ししておきましたけれども、このような背景もありましてですね、平成12年3月に作成してこの実行期間が今年の3月、10年間で終わっておりますけれども、三春町はですね、これで終わらせてしまうのではなく、あまりにももったいないと思いますので、今こそ新しい地域エネルギービジョンに対してですね、真剣に取り組むべきと思います。また、昨年の確か3月の議会でもですね、「新エネルギービジョンの検証も行う」という答弁もいただいておりますので執行者側のですね、今後の具体的な考えをお伺いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 質問にお答えいたします。

福島第一原発事故により、多くの国民から安心安全が求められ、国・県とも自然にやさしい再生可能エネルギーを推進していく方向を示しております。

先の復興構想会議の提言にも盛り込まれましたが、太陽光、風力など再生可能エネルギーを活用した地域自立型エネルギーシステムの具現化に大きな期待を寄せているところであります。

現在、国会において再生可能エネルギー特別措置法案が審議されております。この法案は、電力会社に対して再生可能エネルギーの固定価格買い取りを義務付けるものであり、大規模太陽光発電、いわゆるメガソーラー建設などの再生可能エネルギーの利用拡大が図られるものと期待されるところであります。こうした国・県のエネルギー政策における動向を見極めて、その施策活用において、お質しのエネルギーの地産地消等のことを含めて、三春町における地域新エネルギー施策のあり方を検討して参りたいと考えます。

2点目についてであります。三春町においては、平成12年3月に三春町地域新エネルギービジョンを策定し、新エネルギーの導入促進を図ってまいりました。再生可能エネルギー特別措置法の施行が待たれますが、これを契機として、三春町の自然環境に適した再生可能エネルギーの利用促進については、更に踏み込んだ研究と取り組みが必要であると考えております。

○議長 再質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○12番（小林鶴夫君） 私がなぜこのエネルギー問題だとかですね、温暖化防止に対してこだわるのかということ、ちょっと一言申させていただきます。我が家の電気料金が毎月

1万円位、平均すれば1万円弱かなと思います。年間1世帯、10万円位払っているのかなと、あくまでも私の推測ですけれども。現在、三春町は5,700世帯位ありますかね、年間10万円とすると5億7,000万円のお金が電力会社に出ている。その内の相当量のお金ですね、石油だとか石炭だとか天然ガスだとか、あるいは原発のウランだとかということですね、外国に流れて行ってしまっている。エネルギーを地産地消にすればですね、例えばバイオマス発電が可能であるとしてですね、里山を荒らしているですね、いろんな植物をですね、利用して地元でやればですね、そのお金がですね、地域で循環するのではないかと考えているわけなんです。その経済効果は相当期待できると考えております。けれどもですね私も、もともと技術屋だったものですから、そんなに簡単にはいかないとは当然思っておりますけれども、現在、技術的な相談に関してはですね、福島県がバックアップしておりますNPO法人のですね、超学際研究機構でそういう窓口を設けたということも新聞に書いてございました。近場ではですね、郡山にあります県のハイテクプラザがですね、技術的な問題を検討しておるといことも聞いております。更に検討に要する費用はですね、あるいは具体化の費用はですね、国の方でも復興特区等でですね、活用ができるし、現在応募の締め切りが9月末となっております。今後も続くと思いますけれども。8月19日の民報を見ますと鹿児島市内のやっぱり中山間ではですね、既に水力発電の実験も始まったというふうに聞いておりますので、先進的な三春町としましてはですね、このエネルギー問題でですね、10年前から先進的に走っていると思いたしたので、これを是非、いまご答弁がありましたようにですね、本当に具体化していただきたいと思っております。

ちょっと関連質問になりますけれども、太陽光発電もですね、近隣では相当導入に対しての補助制度が出て参りましたし、この小野町の学童向けのパンフレットを見ましてもですね、小野町の小学校、中学校では全て太陽光発電を搭載している。小野中学校では20kWの太陽光発電を搭載していると書いてございました。この太陽光発電の補助制度の導入に関してですね、21年の12月議会から「国の動向を見て検討する」と聞いてはいるんですけども、その後、どういうふうな検討がなされて、国がどういうことをやったらですね、三春町でもこういうことを導入するのかですね、もし現在、検討段階かもしれませんけれども分かれば教えていただきたいと思えます。一方、新しくできる新三春中学校もですね、当初は太陽光発電10kW程度を搭載すると聞いておりましたけれども、設計の検討段階でそれを見送られております。その見送り理由は、太陽光の発電効率がまだ悪いからだということを知っております。それでは、発電効率がどれくらいになったら太陽光発電をですね、新中学校に搭載するのか。そこいら辺も検討段階かもしれませんけれども、是非お聞かせ願いたいと思えます。ともかくこういうことはある程度ですね、啓蒙的なことも含まれてですね、こういう新エネルギーを導入していかないと。経済だけを考えるとですね、いけないと思えますので、そこいら辺の2点について分かりましたらお聞かせください。

○議長 答弁できれば答弁してください。

鈴木町長！

○町長 自然エネルギーについては、今までもいろいろ議論されてきたところでありますけれども、今回の原発事故によってそれが大きく方針転換と言いますかね、菅総理の一言でその方向にいま向いてきているわけであります。町としてもですね、太陽光発電や風力発電について、内部でいろいろ調査検討を進めて参りました。ただ、現在の太陽光発電のパネルというのかですね、非常に費用対効果がまだ良くない。投資効果について、例えば補助金を出

して個人で太陽光発電を設置しても費用対効果がまだ良くないということ。町内の電気屋さんや大工さんにもいろいろ聞いてみているんですけども、「私どもはまだ勧める訳にはいかないんだ。」という話しも聞いております。そういう効率がまだ不十分な中で、町が税金を投じ、補助金を出して町民の個人個人にですね、「どうぞ太陽光発電をやってください。」と、そういうことを進める訳には行かないと。こういうふうな判断にたって今までですね、いろいろと検討はしておりますけれども、まだ町が補助金を出して推進するということまでは、踏み込めないでいるというのが現実でございます。一方ですね、中央新聞で国がですね、産学官で更に効率の良いパネルの開発に取り組むと、2、3年で開発をするというような報道も新聞で見たことがございましてですね、これらにもやはり期待をしているところでございます。そんなことでですね、確かに今後、将来当然そういう方向に進むべきであるということとは理解しておりますけれども、町として積極的にという部分では、いま足踏みをしているということをご理解いただきたいと思います。

○議長 再々質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○12番（小林鶴夫君） 個人的なお話で恐縮です。私も現役時代そういう仕事というか電気に関連していたんで、そういうことはよく知っております。三春新中学校についてですね、やはりもっともって効率が上がらないと導入しないというのは、現在も変わっていないということでしょうか。逆にですね、どれ位の効率になったらですね、導入するのか。そして、私はある程度を前提にですね、屋根なども造っておかないとかえってまたそういう費用も掛かってしまうのではないかと思いますので、そういうことも考えてですね、三春中学校の屋根も考えているのか。もし、教育関係の方で分かる方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

○議長 答弁願います。

深谷副町長！

○副町長 学校の施設関係についての太陽光発電ということでございますので、私の方からお答えをしたいと思います。

施設に関しましては、当然、将来的に太陽光発電のパネルが上げられる様な構造で対応して参ります。いくらまで効率が上がったらということでございますが、それはですね、昨日あたりもテレビ等でいろいろ報道されておりましたが、国がどこまでこのビジョンをどういうふうに進捗するのか。今、買取法案はソフト面では進んでおりますが、ハード面でどこまで本当に国が踏み込んでやって行くのかということとリンクしていく問題だろうというふうに思います。そういったことが見えてきて、一緒に取り組むという国の確たる姿勢と合わせて取り組んで参りたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長 第2の質問を許します。

○12番（小林鶴夫君） 2番目は廃校予定となる中学校の利活用についてお伺いいたします。

新三春中学校はですね、平成25年の4月開校ということですから、1年半くらい残すことになっております。新校舎の建設計画というのは順調に進んでいるということを知っております。一方、廃校となるですね、中学校の利活用というのはですね、今後大きな町の課題になると当然思っております。

1番目に廃校になった後のですね、校舎というのは町のどの部門が管理するのか。学校そ

のものであれば教育関係でしょうけれども、廃校になればどの部門が管理責任元になるのか教えてください。

2番目にですね、廃校になる中学校の活用というのは、今までのお話ですと基本的には地域の意向を聞いてからということの方針でございますけれども、町としてですね、今後どのようなスケジュール、計画があるのかお伺いいたします。

3番目に、先の6月議会でもですね、1番議員がですね、特別養護老人ホームへ転用を提言しております。福祉施設等への転用もですね、考えられますけれども、全ての校舎がそういうふうに適用的にも思いません。首都圏等ですね、企業誘致等もですね、積極的に進めるのも一つかなと思っております。なかでもですね、コンピューターのソフトとかネット関連の企業であれば、そんなに大きな設備も移すことはないんですね、比較的簡単に移転できるのではないのかなと考えております。特に今回の大震災でも我が町はですね、周辺に比べれば被害が少なかったというメリットもですね、大きなPR材料になるのではないかと考えております。

4番目に仮にですね、何も使われなかった場合ですね、電気だとか水道だとかのですね、基本料金いわゆる固定費というのですか、いろんな経費が発生すると思っておりますけれども、それらの費用がですね、年間どれくらいになるのか。概算で結構ですが教えていただきたいと思っております。以上です。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

大内教育課長！

○教育課長 お答え申し上げます。

1点目の閉校後の校舎の管理担当部署でございますが、使用目的が学校でなくなりますので、普通財産となり、財務課の担当となりますが、全庁的に取り組む必要があるものと考えております。

次に2点目と3点目の、町としての今後の具体的な計画やスケジュール、あるいは福祉施設への転用や、企業誘致に向けての情報発信の方法についてお答えいたします。

閉校後の校舎の利活用につきましては、すでに数件の打診程度の問い合わせ等も入っておりますが、この9月定例会に提出しております補正予算の財産管理費に、公共施設のあり方に関する検討委員会、仮称でございますけれどもこれを設置すべく関係予算を計上しております。町民代表の方々に参加を求め、検討をいただくこととしておまして、この中でご質問のあった内容についても詰めて参りたいと考えております。

4点目の仮に何も利活用されなかった場合の経費についてでございますが、極端な言い方になるかもしれませんが、利活用しない場合は、管理経費は発生いたしません。しかしながら、解体撤去の判断が必要となります。利活用されるまでの間という考えに立てば、校舎の管理が必要であることは言うまでもありません。その場合、4校で年間必要最小限の費用として、機械警備費に約70万円、校庭・校地の管理費が110万円程度であると考えております。以上でございます。

○議長 再質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○12番(小林鶴夫君) 今の答弁の中で利活用に関して、これからそういう会を立ち上げるということを私も今回の議案で見っております。それに期待したいなと思っております。廃校になった学校の利活用の例というのは、全国にたくさんあるんですね。ネットを開いた

けでもたくさん出てきます。その中でですね、多くのヒントが得られるのではないかと考えております。「当然そんなことは考えているよ。」と言われてしまえばそれまでなんですが。

これはちょっと、私の個人的な意見でございますけれども、こういう町民を交えてですね、何か会議を立ち上げるといった場合にですね、単純に公募をしてもですね、なかなか集まってこない。これは一種独特の、「行きたいんだけども何となく遠慮してしまう」というのが町民の大部分かなと思っています。ある自治関係に係る本をペラペラと読んで、詳しく分からないのでちょっと間違ったところがあったら、後日またご報告いたします。こういう新しいことをやろうと言った場合にですね、町民を無作為に抽出する。いわゆる裁判員制度みたいなもんですね。その中で例えば、400人なら400人に出して、それで当たった人にですね、本当に出てくれますかということをする。すると約1割位の方がですね、それに応募してくれる。ただし、何かしかなら日当を差上げなければならない。これはヨーロッパからスタートして日本でもですね、そういうシステムがあちこちで活用されております。もし、この中学校のですね、利活用の問題を町民から応募する場合はですね、そういう制度もですね、ちょっと検討していただくといろんな活発な意見が出るのではないかと思います。これは中学校の利活用だけではなく、これから新エネルギー等いろんな問題で町民に意見を聞く場合があるかと思っておりますので、ちょっと中学校の利活用そのものからですね、外れましたけれど、そういう方法もあるということをですね、申し添えておきたいと思っております。もし、何かご答弁いただければよろしくお願ひします。

○議長 当局の答弁を求めます。

大内教育課長！

○教育課長 ただいま議員おっしゃったようにですね、利活用の例でございますけれども、文部科学省が資料を作成して配付したり、あるいはそういうサイトがあるということで勉強させていただいております。

なお、委員会の設置につきましては担当課の方から説明があればですね、申し上げます。

○議長 財務課長！

○財務課長 検討会のメンバーについてであります。これについては今後検討していくというふうになります。ただ、この検討については学校の跡地利用だけではなくてですね、例えば役場なり旧公民館といった公共施設。それらの耐震化をどういうふうに図るかということについても、検討していかなければならないというふうに思っております。そういったことで、このメンバー選考にあたりましては、今後の検討ということになるわけでありまして、当然、施設自体というのは町民が使うと、主体者だということでありまして、町民の代表の方、あるいは関係団体の代表の方というのが基本的な選考になるかと思っております。ご提案ありましたような公募、そういったものについては検討させていただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長 再々質問はありませんね。

(ありませんの声あり)

○議長 8番陰山丈夫君！質問席に登壇願ひします。

第1の質問を許します。

○8番(陰山丈夫君) 議長の許しを得ましたので通告しておきました2点につきまして質問をいたします。

資源エネルギー庁がですね、「原子力2009年」という資料の中に福島県の自然放射線は

平均ですね、年間0.038マイクロシーベルトということ公表しております。それで今回のですね、東日本大震災によりまして東京電力の福島第一原発事故によりましてですね、放射線がかなり飛散したということで、次の7点についてお伺いをしたいと思います。

町が国、県に対して行った要望事項等についてお伺いします。

2、安定ヨウ素剤の配付対象の人数、それから利用者、未利用者等について。

3に住民の内部被ばくの検査調査等について。

4、現在行っている放射能に関する健康指導等について。

5、継続的に行う健康管理調査等について。

6、放射能に関する診察、治療の全額公費負担の制度化について。

7、国が県内の全農家に堆肥の利用や譲渡の自粛を通知しております。行き場がなくなった堆肥等はどのように処置されているのか。

以上、7点についてお伺いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

深谷副町長！

○副町長 東京電力福島第一原発事故の対応についてお答えをいたします。

1点目ではありますが、まず県に対しましては、事故発生当初、避難者への支援物資の提供やスクリーニングの実施を要望し、先般の「県復興ビジョン」の策定においては、素案の段階から、住民に対する継続的な健康調査の実施、土壌除染等の統一的基準と処理方法、浄化作業方法の明示、原子力に依存しない県土づくり等の意見を述べて参りました。また、各種会議におきましても、放射能対策についての意見や要望を継続して行っております。

一方、国に対しましては、原子力損害に関し、避難者や被災自治体を受け入れた自治体の行政需要増大に対する補償について要望しているところであります。なお、東日本大震災特別財政援助法における特定被災地方公共団体への指定に向けた要望を行い、政令が改正されて、8月17日付けで、県内では三春町を含む5市町村が追加指定されたところであります。

2点目の安定ヨウ素剤の配布対象人数、使用者・未使用者等についてですが、町では、去る3月15日午後1時から午後6時まで、40歳未満の町民7,248人を対象に安定ヨウ素剤を配布し、服用を勧めました。対象者のいる3,303世帯のうち、約95%に当たる3,134世帯に配布しましたので、大多数の方は服用したものというふうに考えております。

3点目の、住民の内部被曝の検査、調査等についてですが、主なものには、県が県立医科大学に委託して行う県民健康管理調査と測定機器による検査方法がございます。県民健康管理調査では、当時の滞在記録と飲食した記録から、概算の被曝量を知ることができるというふうにされております。ホールボディカウンターなど測定機器による検査ですが、現在は避難区域住民を優先して行っているため、三春町を含む全県民が受けられるまでには、ある程度時間を要するものと考えております。

4点目の現在行っている、放射能に関する健康指導等についてですが、実生プロジェクトや町民の皆さんと共同で実施した勉強会や放射線量の測定、あるいは、草刈りや校庭の表土除去などの除染作業を通じて、地域の皆さんと健康や安全について話し合いを行ったほか、4月からの乳幼児健診や高齢者学級などの健康講座でも、町保健師より放射線対策に関する情報提供や助言などを行っております。

5点目の継続的に行う健康管理調査等についてですが、先にも触れましたが、県民健康管理調査がこれに該当いたします。この調査は基本調査と詳細調査からなり、基本調査では、問診票により、原発で事故が起きた当時の滞在記録や飲食した記録と放射線量データを重ね合わせて概算の被曝量が算出されます。問診票は早ければ9月中旬には郵送される予定となっており、記入回答した方については、後日、結果が送付されることになっております。一方の詳細調査につきましては、甲状腺や妊産婦に関する調査及びこころの健康を含む健康診査が予定されております。このうち、甲状腺調査では、事故発生当時18歳までの県民を対象として甲状腺の超音波検査を行います。今年度は避難区域住民を優先して行い、三春町では24年度から25年度にかけて実施される予定になっております。また、この調査は20歳までは2年毎、それ以降は5年毎に行われる予定となっております。妊産婦に関する調査については、昨年8月1日から今年7月31日までの間に、母子手帳を交付された方を対象とし、妊産婦の不安解消と健康管理を目的に行うアンケート式の調査で、回答は県立医科大学で評価分析され、支援等が必要と判断された場合には、県立医科大学が個別に連絡し対応することになっております。なお、調査実施時期につきましては10月以降になる見込みということでありませぬ。

6点目の放射能に関する診療、治療の全額公費負担の制度化についてですが、現在は制度化されておりませぬが、今後当然、国において検討されるものというふうに思われます。

7点目の販売も含めた堆肥の譲渡、農地への施用については、国の通知により自粛が要請されているところであります。畜産家においては、堆肥舎などでの保管の他、野積みの物については、被覆しておくなど適切な管理をお願いしております。町堆肥センターでは現在でも家畜排泄物の搬入を受け入れておりますが、登録者以外の家畜排泄物の受け入れについても、早急に実態を把握して対処して参ります。

また、堆肥等の譲渡及び施用の制限につきましては、町内3ヶ所で生産された堆肥を分析し、それぞれが暫定規制値を下回ることが確認できれば、解除できるとされております。7月から8月にかけて行われました町内畜産農家への立ち入り調査におきましては、異状は確認されませぬでした。今後の作付けに向け、堆肥を施用する頃には、制限は解除されるものと見込んでおります。堆肥や農産物に関する町民の不安を払しょくするため、町としましては、堆きゅう肥の放射性物質を調査するとともに、国、県の調査体制と歩調を合わせ、取り組んで参りたいと考えております。以上です。

○議長 再質問があればこれを許します。

陰山丈夫君！

○8番(陰山丈夫君) 最初ですな、放射線の県とか国への要望のことなんですけれども、放射能についてはですな、かなり敏感に皆さん反応していると思うんですな。それで最近、新聞等の記事に載っておりますが子供たちが県外に移住している。それから、米の問題ですか、そういったものがいろいろ出ております。伊達市とか福島市とかでは自動車の走行モニタリングですかね、そういったのをやっております。あとメッシュというのでしょうか、メッシュ調査をやっているのところもあるんですけれども、そういったものにはかなりの経費も掛かると思うんですな。そういったのは、多分、国・県がお金を出してやっていると思うんですけれども、町ではそういったことが必要ではないのかどうか。どのように判断しているのかをお尋ねしたいと思います。

それから、観光の風評被害ですな。特に春の観光シーズンですな。このことは6月議会で

減額補正をしたわけですが、こういった被害等につきましてね、損害賠償の要求ですか、そういったのはやはり東電なり、国なりにするべきではないのかなというふうに思います。

それから、各団体につきましてはね、各団体の方がいろんなことを取りまとめて、損害賠償についてやるんでしょけれども、一個人としましてね、やはり相当被害を受けていると思うんですね。そういったことについて、やはり町民を守る立場からですね、行政として対策をするべきではないのかなと思いますので、その辺についてですね、やはり町でもっと考えをまとめてですね、県なり国に要望してですね、町民のいろんな精神面とか経済面とかですね、そういったものについてもですね、取り組む必要があるのではないのかなというふうに思っております。原発事故以来ですね、なかには水ですか、「町の水道は安全だと聞いてはいるけれども、やはり不安だ。あれだけの量が東電から出た以上は地表に相当の量が落ちているので、町の水道水はちょっと不安でなるべくだったら口にしたくない。」と言う方はですね、市販の飲料水。それから、あるいはネットか何かでね、取り寄せて使っている人が結構いるわけですね。ですから、そういうのもですね、やはり検討するべきではないのかなというふうに思っております。その辺についてですね、お尋ねしたい。

それから、安定ヨウ素剤につきましてはですね、町が15日に配ったわけですがけれども、非常に説明がですね、どういうふうにとってよいのか分からなかったという方が結構いるんですね。「今飲んでもいいですよ。」とか「飲まなくてもいいですよ。」とか。あるいは「後でのんでもいい。」とか。それから、例えば「常備薬を服用している方があれば、お医者さんに相談してから服用してください。」とか。いろんなことで服用していない方が、結構いると私は聞いているんですね。ですから、その追跡調査が必要ではないのかなと、いうふうに思います。町では後からですね、「未使用の分については戻してください。」とかということで、防災無線か何かで連絡したと思うのです。でも、現実には家庭の中にね、保存している方が結構いるんですね。ですから、その点についてはですね、やはりもう少し後追いをしなくてはいけないのかなというふうに思います。日本産婦人科学会ではですね、妊婦がね、先ほども回答がありましたが、投与後は検査が必要だということですので、これは漏れなくやっていただきたいなというふうに思います。それから、甲状腺に含まれているヨウ素ですね、これは比較的簡単に、簡単という言葉が適当かどうか分かりませんが、シンチレーションサーベイメータというやつがありますね。それで計測できるんだそうですね。ですから、先ほど何か2年後位にやるとかという話しですが、こういったものは早いものに越したことがないのではないのかなと思いますので、できればね、県、国の対策を待っていないで町独自にね、やることも必要ではないのかなというふうに思います。7月27日のですね、国会の厚生労働委員会の中で、東大のアイソトープ総合センター長の児玉龍彦教授ですか、この方がですね、「個々の放射線量だけを、今現在、国とか東電は報道しているけれども、問題は総量なんだ。爆発した時の総量が問題なので、その総量が一切発表されていない以上は、もっと細かく分析をするべきだ。」ということを厚生労働委員会で述べているんですね。東京がですね、3月15日に5マイクロシーベルトで、その次に21日が雨のために上がっているわけですね。ですから、空中にはかなりの量がですね、飛散した。広島原爆の20倍とか25倍とか、今日のニュースではもっと凄い数字が出ていました。ですから、もっとやっぱり町民のね、健康あるいは生活を確保するには出来るだけ早くね、こういったことも必要になってくるのかなというふうに思います。あと、ヨウ素以外にですね、ストロンチウムとかで

すね、プルトニウムですね、こういう問題もあるんですよ。ですから、そういったものもですね、やはり町として独自にね、もし、県、国がやらないのであれば、やはりやるべきではないのかなというふうに思います。ストロンチウムはご存知だと思いますが骨に蓄積されるということです、プルトニウムは肺ですよ、肺というように呼吸器官ですよ、毎日私たち呼吸して酸素を取り込んでいるわけですが、そういうことですので、これは日常生活の中でね、出てくる問題だと思うんですよ。だから、その辺をですね、やはりもっと取り組んでいただきたい。

それから、除染についてはですね、先ほど各学校に配置されたという教育長の答弁がありました、公共施設はそれで良いと思うんですが、個々の家庭についてもね、やはり必要になってくる箇所も無きにしも非ずと思っております。俗に言うホットスポットですね。そういうことでね、やはりもっときめ細かい調査をしていただきたいというふうに思っています。

それから、全額公費負担ですね。これにつきましては、原発援護法とかですね、原爆については原爆援護法ですね。これは、福島原発事故被曝者援護法を制定したら良いんじゃないかということで、これは6月10日の赤旗新聞でですね、なんかには載っていたようですね。これは、日本原水爆被害者団体協議会ですね、日本被団協というのですか、俗に言う。その方が話しをしているようです。「原発事故の被害者に被災者証明と健康手帳をすぐに出さなければいけない。放射能による病気は後で出てくる。」というふうに語っております。それで「被ばく2世、3世にもがんや白血病等が多く出ている。」というような話しをしているようですので、こういった点もですね、国、県に任せておくとなかなか進まない話なんですよ。ですから、町がですね、独自に例えば条例化してですね、公費制度を作ってしまうと、それを他市町村に呼びかけて行きながら、そして全県的にね、そういった運動をしていって、国に取り組みを求めるといのも一つの方法かなというふうに思っているところですが、そういった点についてお答えをいただきたいと思えます。

○議長 当局の答弁を求めます。

深谷副町長！

○副町長 かなりの件数に上る再質問ですので、一つひとつお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、国、県への要望の内容ですが、例えば福島市、伊達市、国の線量のデータからも比較的高いという地域について、国が線量を詳細に調べて、更にその除染対策のモデル地区ということでいろいろとやられております。更には特定非難勧奨地点ですか、そういった指定も視野に入れていろいろと取り組まれている。そういった地区とですね、三春が同じレベルでということでの質問かと思うんですが、いま出来る限り地域の方々と今まで取り組んできた線量の調査、そういったものを組み合わせれば、十分対応できるのかなと。更には除染対策についても、先ほど住民課長の方から答弁しておりましたが、そういった取り組みを是非進めて参りたいというふうに考えております。

2点目の観光の風評被害。それにとどまらず、いろいろな産業の損害賠償ということですが、これはですね、県全体で福島県原子力損害対策協議会ということで全市町村、それから関係各団体、県内合わせまして182団体で損害賠償に関する対策協議会を作っております。それぞれの業態の関係者の方々が加盟しております。それで、町としましても当然、この中で行政としての要望、それから農業・商業・工業、そういった業界の方々の要望が損害賠償から漏れないように勉強会も弁護士の先生たちを入れて、今までにも3回、4回実施をして

きております。皆さん方の損害というものが東電又は国の補償から漏れないように、町と一緒に取り組みましょうとうスタンスでやっております。実際には来月あたりから、本格的に一部の賠償の請求を認めるというふうなようになってきているようですので、我々も情報を得ながら進めて参りたいというふうに考えています。

3点目の町の水道水への不安ということですが、これは検出がされておられません。ですから、あくまでも我々はヨウ素、それからセシウム、今はセシウムだけになりますけれども、これは不検出ということですので、安全であると申し上げておきたいと思えます。

次に4番目の安定ヨウ素剤に関してですが、当時の配付の方法に問題がなかったかということですが、実際にはきちんとその場に1時から6時までに、保健師なり看護師を配置して、服用にあたっての注意事項、そういった説明をして資料もお渡しをしてやっております。「飲まなかった方がいるのではないか。」ということですが、「私はこういった副作用の心配があるので飲まない。」という方もおられて当然だと思います。そういった方は、こちらの強制ではありませんので、そういうことで飲まない方がおられると思いますので、「後日不要の方は役場に戻してください。」ということを申し上げました。ただですね、万が一に放射能があの時点ではいつどういう状況になるのか分からないので、自分で次の安心確保のために所持している方がおられるとしても、それはそれで止むを得ないのかなというふうに思っております。なおですね、3月の15日に配付した以外に三春町としましては、万が一、万々が一にもう一度、あのような放射能の事態に備えまして同数の在庫は所持しております。

それから、5点目の全額公費負担については、十分検討されるべきと考えておりますし、全県的な運動を我々も進めて参りたい。願わくはそういった事態にならないように、今までも一つひとつ、町としまして出来るところから取り組んできたつもりでありますのでご理解をいただきたいと思えます。以上です。

○議長 再々質問があればこれを許します。

陰山丈夫君！

○8番(陰山丈夫君) 先ほど補償ですか、原発の損害賠償についてはですね、団体はあくまでも団体でまとまっておりますから、そういうのはしやすいんですよ。個人に対してね、かなり被害感覚を持っている方もおります。それから、実際に経済的、それから精神的な被害を持っている方もいると思えます。そういった方につきましてね、町に相談に来た時にですね、的確に指導していただきたいと思えます。今年はこのことがありまして、私にもいろんな相談事があるわけですが、私では回答できない部分が多くてですね、いろいろやっているわけですが、町側がそういったものを広報してですね、対処していくのがベターなかなというふうに思っておりますので、その辺についてもお尋ねをしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

深谷副町長！

○副町長 先ほど県の原子力損害対策協議会を申し上げましたが、これはあくまでも県全体の組織です。町といたしましては、先ほど来、申し上げましたように、それぞれの農業者、商工業者の代表の方々とその業態で、皆さん方で漏れないようにということで勉強会を何度も開いております。それでその方々が更にですね、個人的に相談をしたいということであれば、これはいつでもどこでも我々はその相談に乗っていきたいと考えておりますし、1次指針、それから紛争審査委員会の1次指針、2次指針、それで中間指針がようやくまとまりまして、9月から本格的に賠償の請求が行われるという方向に今、向いているようでありま

す。今月の30日には、その請求の仕方の説明があるやな話が東電の方から出ておりますので、そういった情報を漏れなく町民の方々にお伝えしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長 第2の質問を許します。

○8番（陰山丈夫君） 第2の質問をいたします。

連携型の中高一貫校についてであります。学校指導要領の中に中学校での武道が必修化され、平成24年度から授業が開始されます。文武両道という言葉がありますが、町内にある県立田村高等学校は在校生の活躍や多くの有名緒先輩を輩出し、田高は知られた存在であります。教育の町、三春を高めるために更に人材育成に取り組むには県立田村高等学校と三春町立中学校（2校）を連携型の中高一貫校として進めることも視野に入れる必要があると思います。教育委員会の考えをお尋ねします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 お答えいたします。

福島県の連携型の中高一貫校は3地区にございます。その地区の中心となる高校は相馬東高校、塙工業高校、田島高校でございます。6年間の計画的、継続的な教育により、生徒一人ひとりの才能や個性を伸ばすことができた、との成果があったと聞いております。町内の中学校では、これまでも田村高校の教員と協力して授業を行ったり、部活動の指導を田村高校生とともに受けたりして参りました。今後とも、田村高校とはできることから連携を図っていくよう各中学校を指導して参ります。そして、時期をみて福島県教育委員会の制度に基づいた連携型の中高一貫校事業の検討に取り組んで参りたいと考えております。以上でございます。

○議長 再質問があればこれを許します。

陰山丈夫君！

○8番（陰山丈夫君） 将来的に連携型の一貫校を確立していくというような答弁をいただきましたが、年度としては何年度を目指して取り組んでいくのかをお伺いしたいと思います。

それから、これは他県のことになりますが、非常に連携をしたことによってですね、学力が向上してですね、東大合格者とか京大、東北大とか北大そういった大学に進学がどんどん伸びているという学校が多数ですね、全国の中に出ております。三春町はですね、中学校までは義務教育としまして三春の町立学校に行くわけですが、その生徒たちの多くはですね、郡山市にある進学校を目指しているというのが現状だと思うんですね。そういう点で地元にある田村高等学校をね、やはり地元の生徒がね、目指す学校にするべきだというふに私は思うんですね。これから益々合理化されていく産業界ですね、それから高度化されていく技術面ですか、そういったものに付いて行くのには、かなりの学力がないと付いて行けないということになっていきますので、そういう面からですね、地元人材がいるんだということであれば優秀な企業もね、研究部門も黙っていてもね、三春町に進出しようということになるんだろうと思うんですね。そういった人材がですね、郡山を目指して、それから郡山から東大だ、東北大だ、北大だという形でなくてね、やはり三春の田村高等学校からね、そういったところを目指してもらいたいというふうに思います。そのことが三春町をね、繁栄させる一つだと思いますので、是非ですね、そういった取り組み、一貫校にしましてはですね、目的が当然出てくると思います。何を目的に一貫校にするのかですね。その点もお尋ねをし

たいというふうに思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 二つほどございましたかと思えます。まず、いつの年度だろうかというお話してございますが、再来年度に新三春中学校ができますので、それに向けてですね、各中学校は遺漏なく新中学校に移行できるように、いま全精力を挙げてやっているところでございますので、ここ2年ほどはですね、なかなか難しい状況があらうかと思っております。明確な年度をですね、ここで言うことは難しいのでありますが、新しい三春中が出来てですね、そして、若干落ち着きを取り戻したところで考えていくべき内容ではないかと思っております。

2つ目の地元の学校で学力を高めるということですが、これは現状としてですね、大学区制というのを引いておりますので、どうしても今のような、陰山議員が言われるようにですね、どうも進学校と言われるものが郡山にございますので、そちらの方に行く傾向が多分ございます。それで連携型の中高一貫校のねらいにつきましてはですね、今後検討して参る必要があるのかなと思えます。今のままの状態ですね、学力向上というふうですね、いくような状況には今のところは、なかなか県教委の学区制との関わりで難しい面もあらうかと思っております。今後、検討して参りたいというふうに思います。以上でございます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 10番渡辺渡君！質問席に登壇願います。

質問を許します。

○10番(渡辺渡君) 議長より発言の許可を得ましたので一般質問を行います。

大変古い話しになり恐縮ですが、私は初めて町の議会議員選挙に立候補した際には執行権と議決権の立場の差、力の差をさほど認識せず、ある意味存外な公約を正にぶち上げて選挙戦を戦い当選し、議員活動の中で現実を知ったときには自身不覚、恥じ入ったものでありました。そのような反省の上に立って、私は各任期の終末には必ずその任期中の活動を自分なりに総括して参りました。選挙の際に議員として、その任期中に何をやるかを公約と言いますか、公言と言いますか、そのことに対してどの程度活動できたかを総括し、反省をして次につなげて参ったと考えております。私の4年前の選挙の際の町民への提案は、一つ議会の政策形成能力の向上。二つ物言える議員、議会へと改革。三、質問から議論へ。四、議員定数の再検討。という主として議会の改革に係るものでありました。この場は私自身の総括結果を述べる場ではありませんので触りだけ申し上げますが、物言える議会という点では、三春中新校舎建設に関して特別委員会の申し入れが行政に反映されたという一つの事実。また、議員定数の適正化に向けての再検討が行われたという点については、結果のいかんは問いませんが、議会の一員として評価しても良いのかなと思っております。政策形成の向上と質問から議論へという2点については、一般的に地方議会にありがちな執行側に対する翼賛的風潮を払拭するのは一筋縄ではいかないなという実感を改めて感じております。ただ、そのような中で少数議員ながらも議員の有志によって、各地区で地区の方々との懇談会の開催ができ、町民の忌憚のない意見を聞くことができました。それが、議員提出議案にまで至ったことは、今後の議会の改革につながって行くものと大いに期待をしているところであります。

そこで、町長の公約あるいは執行指針に対してのこの4年間の新規事業、継続事業、加え

て財政再建策における正の実績と負の実績について、町長自身の総括をお伺いしたいと思いをします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 10番議員の4年間の総括についてお答えをいたします。

4年間の行政執行にあたっては、平成18年度から27年度を目標に策定した第6次三春町長期計画を基に、事務事業を執行して参りました。主なる内容を申し上げます。

第1は、自主自立のまちを目指した財政再建についてであります。財政構造改革プログラムを策定し、平成17年度の普通会計借入金残高122億円が平成22年度には89億円となり、5年間で約33億円の削減ができました。

第2は、安全安心なまちづくりであります。その一つの医療、福祉、介護は重要な町の課題であります。赤字の県立三春病院を譲り受け、町立病院として開院し、地域医療を確立することができました。また、永年の懸案でありました老朽化した敬老園を病院に隣接し、改築できたことでもあります。これにより、町立三春病院を中心とした福祉、介護、医療の拠点整備ができました。2つ目は、災害に強いまちづくりの一環としての桜川河川改修であります。国県に要望活動を続けた結果、県事業の広域基幹河川改修事業の認可を受け、5年間で60億円の事業として着手し、3年目になりました。完成が待たれております。

第3は、中心市街地活性化としての商業核整備であります。ヨークベニマルの移転が決定し、過日地鎮祭が行われました。このことにより、中心市街地の活性化と歩いて買い物ができるなど、新たなまちづくりに寄与できるものと考えております。

第4は、滝桜観光を活かした通年型街なか観光であります。滝桜観桜料が定着し、街なか観光については、観光協会やボランティアガイドの会を中心に、歴史、文化などの観光資源を活用し観光振興に努めているところであり、観光振興に関する町民の理解も深まってきていると思っております。また、各まちづくり協会によるアジサイの植栽などの城山整備、更には、もみじ山の整備など新たな取り組みも行って参りました。

第5は、学校教育の充実についての中学校再編であります。急激な少子化による児童、生徒の減少による再編であります。地区懇談会等を経て、町営グラウンド地内に中学校の建設を進めており、平成24年度完成、25年4月の開校を目指しております。新中学校の開校により、中学校は三春中学校と岩江中学校の2校となります。

第6は、人口減少対策であります。全国的に人口減少が進む中で、町の人口減に歯止めをかけたく、町独自の少子化対策、子育て支援対策等を行っておりますが、思うようにならないのが現状であります。そのうえ、今回の東日本大震災、原発事故による放射能汚染でありますので、人口減少対策は更に難しい課題であると認識をいたしております。

最後に、原発事故による放射能汚染対策であります。農・商・工・観光等すべての産業に甚大な損害をもたらし、将来不安の中で各種除染対策に取り組んでおりますが、更に安全、安心のために町として出来ることは積極的に取り組んで参りたいと思っております。

厳しい財政状況のなかで、取り組むべき課題が解決できたことに、議会、町民の方々に感謝をしております。今後も、厳しさを乗り越えて継続発展するまちづくりに努めて参りたいと考えております。

○議長 再質問があればこれを許します。

渡辺渡君！

○10番（渡辺渡君） 再質問あまりしなくなかったのですが、あえてさせていただきたい

と思いますのは、総括して町長として100点を満点とすれば、いかばかりだったのかなという点を1点。

それから、具体的に2、3点伺いたいと思いますのは、よく一般質問で質問に出る頻度の高かった点、2、3伺いたいんですが、まず観光、滞在型通年型観光ですね。正直言って私の目から見てると、それほど4年前、8年前と変化があったのかなと思うと、それほど大きな変化はなかったのではないのかなと感じております。その点について、町長は4年前のもくろみ、今の答弁ですともみじ山開発、街中観光、順調にしているというような答弁でありましたけれども、4年前に町長がもくろんでいた進捗率と今の現状とどういう状態なのか1点。

それから、商工振興についてでありますけれども、中心市街地の活性化、これは三春町の悲願であると思うんですね。核店舗となるヨークベニマルが決定して。ただ、1番今私が感じているのは、いろんな統計を見た時に三春町の地元消費というのは、ほとんど50%以下なんですね。近年は食料品でさえもが50%を切っている。地元消費が。その数字はずうっと前から漸減傾向に歯止めが掛からない。そういう部分について非常に心配をしておるんです。それから、加えて再来年ですか、バイパスが全面開通になれば三春の旧町内から富田まで、おそらく15分掛からないで直行できるようになると思うんですね。そういう部分についての対策、そういうものもこの4年の中でやっていただければ、最高に有り難かったなどこのように思っておるところなんです。先ほどの消費動向、ほとんどの物が50%を切ってしまったという部分について、町長はそれをご存知であったのか。ただ、それをその数字に歯止めが掛からなかったというのは、やっぱり仕方がなかったのか。それとももくろみ外だったのかという、それで2点目。

それから、3点目なんですが、確かに財政再建のために町債をどんどん減らして、これは私も減らすことに異議を持つものではないんですが、急激な町債の変換ということで、先ほど33億円の減少を見たということでありましたけれども、33億円というのは、例えば入りと出のバランスを考えれば、本来借金がなければその33億円全額とは言いませんけれども、町民サービスの糧になっていた金額かなとそのように思うんですね。その33億円を4年間で捻出するために、よく町の職員の方々は免罪符のように「町には金がない。」という言葉を使いますが、それは取りも直さず町民サービスがある意味低下していた分がこの借金返済に回ったのかなという、うがった見方かも知れませんが、そういう観点からすれば負の実績と呼べるものなるのかなと思います。その点について町長はどのようにお考えなのか。これは町長のお考えでありますので、再々質問に移る問題でもありませんので、その3点を伺って私の一般質問を終わります。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 再質問にお答えいたします。

まず第1点、観光振興であります。私は町長になる時にですね、公約の一つに観光振興を挙げました。もちろん第1番目は財政再建でありました。3点目の質問にありますけれども、後ほど申し上げます。町の活性化の一つの方法としてですね、やはり三春町には歴史的な観光資源がたくさんあるというのが町外の方から見る目で、私たちはいろんな話を聞かされて参りました。確かにそうだなとそういうふうに思っておりました。ただ、実際その観光振

興というものは、取り組めば取り組むほど奥が深く幅が広いもんだなというのを知りました。それで最初に始めたのがですね、やはりよそから来たお客さんにもてなしの心、これを多くの町民の皆さん方がそういうもてなしの心を持たないようでは、観光振興は出来ないということを考えてました。ということですね、歴民の学芸員を講師にして三春町についてですね、研修会を春と秋ですね、2回ずつ開きました。そして毎回ですね、講習を受けた人たち、現地を見ながらですね、この方たちがどんどん、どんどん増えてきて、この方々が滝桜観光や街中観光にボランティアとして案内をしてくれるようになりました。そして、ある程度数が増えたもんですから、自発的にボランティアガイドの会の設立をされたということでもあります。そんなことや商工会関係も含めてですね、観光に対する熱意がかなり盛り上がってきております。議員もそれらは肌で感じているんじゃないかと思えますけれども、そうやって、観光振興に対する多くの町民の熱意が盛り上がって来たというのは事実だと思います。更に歴史的な資源に加えてですね、新しい資源を開発しようとしたのが「春だけじゃないよ。秋もどうぞ。」と言えるようにするためには、秋といえどもみじだということでもみじ山整備に取り組んだということでもあります。併せて城山整備も今まであまり手が入らなかったもんですから、検討委員会で検討していただいて、特に雑木の整理とかね、補助を入れながらトイレの改築とか、あるいは坂道の階段とかね、そして更には桜、もみじの植栽、そして今度は各まちづくり協会でのボランティアによるアジサイの植栽。こういうふうな発展、観光振興の基盤作りといいますかね、それが推進されてきたんだなと思っております。ただ、おっしゃるようになりますね、まだまだ、まだまだ緒に付いたばかりだと思っています。これからどう三春町を、特にこの市街地をね、全国にPRをしようかと。そのPR用のDVDは観光協会に委託をしてですね、制作をやろうということで本定例会にも補正予算に上げたところでございます。つまりですね、観光振興というのは簡単なものではないなど。ある九州の有名な所に行ったらね、「20年掛かったよ。」という話を聞かされて来たことがありますけれども、何年掛かるか分かりませんがね、粘り強くですね、やはり取り組んで行くということが大事なのではないのかなと、そんな思いを強くしているということでございます。

それから、商工振興、ベニマルですね。商業核に位置付けをされていたところにベニマルの移転が決まってね、先ほど申し上げたとおりであります。それから、バイパスが完成すれば更に町内の商店は厳しくなるということ。当然そういうことも考えられることではないかという思いはしております。しかし、この288の西バイパスの整備促進というのはですね、三春町だけではなくて田村地方、相双地方を含めて、これは県に全体として要望活動してきたバイパスであります。これによって確かにマイナス面も出るかもしれませんが。しかし、三春町にとってはいろんな面でバイパス開通がですね、プラスになる部分もたくさんあるだろうというふうに見ております。特にデンソーが決まった時、あるいは誘致活動の中でもですね、この西バイパスの整備促進というのは、田村地方としても訴えてきたことがございます。そんな中でですね、今日本の大きな長年の流れとしてですね、消費者がスーパーにかなり向いてきてしまっているというかね、個人の商店は大手スーパーと競争しようにもしようがないという現実。これは三春だけではなく、全国的な傾向だと思うんですけども、我々行政の立場として考えることは、中心市街地。つまり、三春町の顔ですよ、この中心市街地というのは、やはりここから個人の店が少なくなっていくのは、非常に寂しいかぎりであります。三春の顔ですからね。ただ、そうは言ってもですね、スーパーを中心市街地の近くに立地していただいたというのも、これも非常に大事なことだと思うんですね。ですから、そういう両面、両面から我々行政はどう取り組んでいったら良いのかというのが、一つの大きな課題だと思います。

きな課題なんだろうと常に思いながら来ておりますけれども、個人の商店に対して行政がどう支援できるのかというの、これも非常に難しいんですよね。なかなか名案がないというのが現実だと。つまり個人の商店の立場に立って、あるいは町の課題の立場に立って、一方で消費者は自由に選択する立場ですよ。そういう問題をいろいろ考えながらね、苦慮しながらやっているという部分であります。

それから、財政については先ほど申し上げましたように、33億円の削減ができたということは、町民に対するサービスがそれだけ不足したんじゃないかという考え方もあるかもしれません。しかし、私が町長になった当時はですね、実質公債費比率は確か24.何%だったかと思います。いま泉崎村とか双葉町が厳しいと言われますが、それに次ぐ数値位になっていたと私は認識をしておりました。ちょうど、夕張市の問題が毎日テレビで放映されていた時でありました。何と言っても財政の健全化は基本だと、ですから職員にも町民の皆さん方にも議会にもですね、厳しいことを申し上げたかと思います。そして皆さん方に協力をお願いしたということです。その皆さん方のご理解とご協力によって、こういう財政の健全化が図られてきたことは、私は十分認識をしております。しかし、そういう厳しい財政状況の中でもですね、先ほど申し上げたようにですね、長年の懸案であった桜川河川改修事業が正式事業として認可を受けた。それから、三春病院の場合はね、これは私の公約ではなくて、県がいきなり赤字病院廃止と打ち出したわけではありますが、当時いろんな意見がございました。高齢者の方々は「病院をなくさないでくれ。」と、しかし、「県がやって赤字なのに三春がやって赤字になったら大変だから、町長病院は引き受けるな。」とそういう声も数多くありました。そういう中で私は、「病院はなくさない」その一心だったと思います。その後の経営をどうするかは、まず譲り受けてからじっくり考えるということで、とにかく病院はなくさないという、ただそれだけで来たんですけれども、非常に恵まれた条件で町立病院を持つことができた、大変ありがたいと思っております。病院効果によってですね、敬老園の敷地が取れるというのが分かって、急きょ敬老園についての補助を県に申請して、「そんなに急に言われても」と県の部長から言われましたけれども、病院効果だと思っております。県も本気になってくれましたんでね。そういう厳しい財政状況の中でも、そういう事業も進めることができたというのは、恵まれたなという思いといつも申し上げますが、議会で建設的な議論をしていただいた。そして、多くの町民に理解と協力をいただいたおかげだなど、このように思っております。ただ、財政についてはまだまだだと思っております。先ほど申し上げましたが、単年度で実質公債費比率が15.7%でしたかね、18%を切るのをとりあえず目標にしてきたわけですから、まだまだですね、やはり毎年返す償還金の額が多いということは、それだけ経常経費なんでね、これをできるだけ下げていくことが町民サービスに向ける分がどんどん増えてくるということになるんですよ。ですから、一時は我慢していただいたけれども、これからは町民サービスに向けられる分がね、年々増えてくるとこういうふうにご理解をいただきたいなと思います。

○議長　それでは、ここで暫時休憩をいたします。なお午後の再開は1時15分といたします。

…………… 休 憩 ……………

(休憩午後12時05分)

(再開午後 1時15分)

…………… 再 開 ……………

○議長　それでは、休憩を閉じて再開をいたします。

○議長 6番日下部三枝君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○6番（日下部三枝君） それでは、議長のお許しを得ましたので先に通告しておきました事項についてお伺いいたします。

第1件目。三春町地域防災計画の見直しの進捗状況についてお伺いいたします。6月の一般質問において、地域防災計画の見直しが必要なのではないかと質問し、当局でも見直しをする旨の答弁でした。6月の質問時に、その見直しの中に盛り込む必要があると思われるものを列挙しながら質問しました。一つは災害の想定の中に原発事故も入れる。二つは町民に対する防災教育のためにも、町民が災害時に心得ておかなければならない事を周知するために、持ち運びができるよう小冊子を作って配付したらどうか。三つ目に町民が他県へ避難しなければならなくなった時の所在確認ができる流れや方法、また、役場機能が避難移転した場合の所在を町民に周知する方法。四つ目には食料の備蓄場所等について、提案を入れた質問をしました。答弁では該当委員会を招集し、見直しに入るとのことだったと思いますが、喉もと過ぎれば熱さ忘れるの例えもあります。まだまだ、余震も続き原発の収束も時間が掛かり、その間にまた何が起こるかわかりませんので、早急に見直しをすべきかと考えます。進捗状況について当局の考えをお伺いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本総務課長！

○総務課長 質問にお答えいたします。

三春町地域防災計画につきましては、県の防災計画にならい約200ページに及ぶ計画となっております。修正を行う場合につきましても県との協議が必要となります。したがって、より実効性のある計画へと迅速に修正するためには、計画のすべてについて見直しを行うのではなく、今回の災害対応の結果から必要な部分の修正を行いたいと考えております。

計画の修正につきましては、現在内部で検証しております。内容としましては、町内部体制の見直しや三春町防災会議構成団体の見直し、三春町の組織体制のあり方について検証しております。また、現在の災害の想定の中に原子力災害対策が入っておりませんので、これら計画へ追加したいと考えております。9月下旬には三春町防災会議を開催し計画に対する委員の意見を伺うことで進めております。震災から約5月が経過し、被災各地で復興が進んでいるところでありますが、三春町におきましても地震による被災者の支援や放射能対策など、まだまだ災害の対応中でありますので、防災計画の修正につきましては、各種団体と意見交換等を踏まえたうえで、より実効性のある修正を行いたいと考えております。以上であります。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） 今の答弁の中から、二つ三つお聞きしたいと思います。

まず一つは、今回の災害を踏まえてということで体制の見直し、組織、それから委員会等のメンバーの見直し等ということだったんですけれども、私が先ほど話をしました6月の時の小冊子とか、それから避難、移転の所在確認とか、食糧備蓄とか、そういうことについてこれから防災の方の委員会とか何かを招集すると思いますが、その時に町の方として、そういうことについての提案とか、そういうことは考えられないのかどうか。それが一つ。

それから、今は災害時の対応に追われているということもあって、これからどうこと何で

すけれど、いつ頃をだいたい目安にしてこの計画を作っていくのか。その2点についてお伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本総務課長！

○総務課長 再質問にお答えいたします。

1点目の小冊子とか食糧の備蓄とかですね、そういう案件なんですけれども、前回の大きく見直した際も概要版ということで各世帯に配付をしておりますので、今回も計画の見直しできた後に町民向けですね、小冊子にするかですね、概要版にするかは別にしてもそういう形で周知を図って行きたいというふうに考えております。それから現在もですね、備蓄倉庫という位置付けをして、備蓄についてそういう考え方を持っておりますので、それらについても具体的にですね、どういうふうにするかもですね、今回の検討の中では検討したいというふうに考えております。

2点目のいつまでということですがけれども、先ほど申しあげましたように、この計画については町の防災会議で検討していただいて、県との協議を経て、また防災会議で最終的に決定していただくという手順になっておりますので、1回目をですね9月下旬に考えておりますけれども、その後、修正ヶ所等について県との協議、関係機関との調整等も踏まえてですね、出来るだけ早く仕上げたいというふうには考えております。以上であります。

○議長 再々質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） 今の答弁の中で概要版という話が出たんですけれども、概要版は持ち運びができないんですね。実際、持って歩けるようにしててもらった方が、見る人は何かあった時には助かるのかなと思います。これは、一般の町民の人からの話しですが、もしもこれを配付するとすれば各戸1冊とは思いますが、できれば各戸1冊ではなくて、欲しい人にはもっと渡してもらいたいという話しが出ていますので、その辺も考えていただきたいと思います。

それから、備蓄倉庫についてですがけれども、1ヶ所にどんと集めて置くと実際に何か起きた時に各地区から持っていくのは大変難しく、困難なのではないかと思うんですけれども、できれば地域別に備蓄ができていれば、何かの時には役に立つ方が多いのではないかと思います。それで、お米なんかは1年も経つと虫が湧いてなんて話しも出てくると思いますので、そういう物は防災訓練で毎年使って、次に新しい物を入れるという方法も考えられるのかなと思っております。

それから、9月下旬からの修正協議の件ですがけれども、今答弁の中にもあったように、なるべく早くということなので、是非なるべく早くやっていただきたいと思います。

その3点について、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本総務課長！

○総務課長 再々質問にお答えいたします。

概要版の作成の仕方ですね、これについては今の意見、それから今回の対応にあたって、私たちも概要版を持って歩ったわけではないので、それらがですね、すぐ使いやすいような概要版といいますか、見やすい物にしたいというふうに考えております。

それから、備蓄倉庫のあり方といいますか、備蓄の仕方なんですけれども、今回の災害の

対応にあたっては各地区で対応がいろいろありますので、それらについても各地区毎にどうあるべきかということ踏まえて考えていきたいと思っております。

それから、計画につきましては先ほど言いましたように、いつまでというのはちょっと今約束はできませんけれども、できるだけ早く仕上げたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 第2の質問を許します。

○6番（日下部三枝君） それでは2件目に移ります。

今度の原発事故で町行政面、財政面で受けた被害の現状と対応についてお伺いいたします。

3月11日の原発事故によって、国の定めた20km、30kmの圏外にある我が町も様々な被害を受けていると考えられます。

例えばですけれども、再開にこぎつけたようですが、学校給食の地場野菜等もやっと軌道に乗りつつあるかと思われた時に、この事故で中断せざるを得なかったことがあります。NHKの朝の番組で「食べてニッコリふるさと給食」という番組がありますが、その地方の特産物で作った給食の映像があり、それを見る度に悔しい思いをいたしましたけれども、そのような事も大きな被害と考えられるのではないのかなと思っております。

また、風評被害による桜の季節の観光客の減少や商店街への影響、それに伴い住民の収入減による税収の減少等も予測され、おそらく数え上げたら目に見えないものも含めてたくさん出てくるのかと思われまます。

昨日の町長の挨拶の中に、町としての対応についてお話がありました。しかし、あくまでも原発被害については町が代わりに行う部分であり、最終的に原発について受けた被害については、国・県・東電に対して町の持ち出しではなく、きっちりと賠償をしてもらうべきと考えます。町としての損害賠償は、町民のための行財政施策と思っておりますが、今町民が不満に思っていることとして、毎日小さな子供たちがガラスバッジを着けて線量を測らなければならない。この先若い人たちが、「これからこの町で安心して暮らして行けるのだろうか。」という不安を持ちながら暮らしていることについて、「町はおとなしすぎるのではないか。」「もっと国や東電に物申すべきではないか。」、また、「町民に対しても賠償の証を支払うべきではないか。」という声もあります。

町の行財政執行面での被害状況と国・県・東電の被害に対する損害賠償についての考えをお伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 質問にお答えいたします。

まず、原発事故に伴う町の行財政執行面への影響についてであります。一例をあげれば、相双地方からの避難者の受入れと支援、町民に情報と安全を提供するための空間・土壌・水質の放射線量測定、放射線量低減化の対策として校庭・公園等の表土の改善、本議会に提案しております学校・保育所等へのエアコン設置や地域での除染活動、このような対応に迫られ、これらによって町の業務量が增大するとともに、国・県からの財源手当てのないものについては、一般財源で対応しているという状況にあります。

次に国、東電に対する損害賠償についてであります。損害賠償に関し、国の原子力損害賠償紛争審査会は先に中間指針を示しましたが、地方公共団体への補償については明白にされていないという状況にあります。しかし、前述のような対応で、町には人的・財政的にも多大な損害がもたらされ、行政需要が増大しているわけでありまます。

そもそも、これらの原子力事故に基づく損害は、町しいては町費で賄うべきものではないのでありますから、毅然とした態度で県や他の市町村とも連携し、当然、国なり東電が負担するよう働きかけを行っていく考えであります。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） 二つばかり。今町長の答弁にありましたように、町として考えていることに私も大賛成です。それで、「こういう事を町として国・県・東電の方に要望しました」「損害賠償として請求いたしました」というような事を月に1回ですか、水色の折り込み広報紙に出した方が良いんじゃないかなというふうに考えたんです。というのは、町でどのような対策をしているのかというのが、なかなか見えてきていないので、そういう話が出るのかなと思いますので、やはりいろんな方法を使って町としてはこういう事をやっているということを出して行った方が良いんじゃないのかなと一つは思っております。その辺についてどういうふうに考えているのかお聞きしたいと思います。

それから、これは先ほどの議員の方の答弁の中で、名前がはっきりしなかったんですけど、福島の原子力損害賠償対策委員会ですか、今朝の報道でも話が出たんですけども、これの中身を聞いておりますと各種団体の代表、それから該当市町村ですか、大熊町とか富岡町とかそういうふうな自治体とそれから各種団体との集まりということで、圏外の市町村は確かその集まりに該当していなかったのかなと思うんですけども、そうするとどうしても圏外の要望というか、要求というか、そういう意見というのが薄くなってしまっているのではないのかなというような気が、今朝見ていて感想として思ったんですが、その辺を強く要望して行くのにどんなふうにと考えたら良いのか。その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 再質問にお答えいたします。

今回の原発の事故の補償問題というのは、どうしても相双地方の避難をされている市町村ですね。それから、ホットスポットと言われるようなね、そういうところがマスコミ等で大きく取り上げられているということなんですね。三春町のように震災の被害は受けながらもですね、原発で避難をされている方々を受け入れた市町村。これらについては、ずうっとですね、あまり目を向けられてこなかったという実情がございます。そして、日にちは忘れましたが、この避難者を受け入れている自治体の首長と片山総務大臣が福島で懇談会を開きました。確か11市町村だったかと記憶しておりますけれども、私も出席をしましてですね、この避難者の受入れによってですね、行政需要がかなり増大していると。つまり、それだけ経費が掛かっているということなんですけど、これらに対する補償といいますかね、それらをしっかり取り組んで欲しいという要望を片山総務大臣に直接申し入れをしました。総務大臣のお話ですと「当然、国は考えている」「特別立法を作ってもきちっとそれらに対応する」とこういうような答弁をいただいたんですが、その後、特別立法についてのことは新聞等にも載っていないんですけども、今後もですね、引き続き声を高くして要求、要望をしていきたいなとそういう思いをしております。

その他の件については、副町長の方から答弁させます。

○議長 深谷副町長！

○副町長 原子力損害対策協議会の件についてですが、最初はですね、やはり直接実害のあった浜通り13市町村とその関連する団体36人で原子力損害に関する関係団体連絡会ということで発足しておったわけですが、これが7月の15日に県全部の市町村と、先ほど申し上げましたように団体ということで、それぞれの各種団体が全部包含された対策協議会に発展的に移行したということがございます。それでですね、先ほども申し上げたんですが、国の原子力損害賠償紛争審査会で一次、二次と指針が出されておったわけですが、こちらはやはり避難者、それから直接農家の出荷停止とかの実害、そういったものに対する対策ということが主に考えられてきておまして、特に一次の指針においては避難者の仮払いとか、そういった部分が主でありました。それで先日、中間指針ということで示された内容を見ますと、原発事故との関連が認められる地域ということで福島県に限らず、また、直接被害の遭った浜通り13市町村に限らずですね、県全体。それから、県外も含めた関連が認められる地域というふうな表現に変わってきております。一例を挙げれば、観光の風評被害については、はっきりと福島県、茨城県、栃木県、群馬県というふうな県の指定までされているという状況にあります。福島県は福島県としての組織として動いていますが、被害を受けている業態ごとには、それぞれの団体でいろいろな損害賠償の請求に今回の中間指針を受けて、その請求方法について先ほども申し上げましたが、今月の30日に東電の方から示される予定でありますので、それらを受けてこれからそういった損害賠償の請求、そういったものに本格的に入って行くのかなと思っております。当然、もう一步踏み込みますと先ほどおっしゃった町民の皆さんの精神的な被害、こういったものに対しても町としてどうするかという判断も、必要になってくることもあるのかなというふうには思っております。これをやるかどうかは別にしても、その判断はいずれする時期があるのかなというふうには思っております。以上でございます。

○議長 橋本総務課長！

○総務課長 町では放射線とかですね、災害関係について毎月の広報は月1回ですので、その間に5月から月の中間にですね、新聞折込みではありますけれども、速報として放射線対策等を中心に出しておりますので、その中にもですね、主だったものを多少入れておりますので、その中にそれらについても必要があるものについては、記載をして周知を図って行きたいというふうに考えております。以上であります。

○議長 再々質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） 今の答弁でだいたい理解してきましたんですけども、先ほど言った損害賠償の対策協議会に全市町村とあと県全部の各種業態の方々も入ってくるということで、その中で20km、30km圏外で受けた被害というのが薄く考えられてしまうので、そのところは強く言っていただいて、決して薄いものではないという話しをしていただきたいなと思っております。

それと、先ほどちょっと話しをしました精神的な賠償というか、それもあると思えますけれども、町民に対しての賠償の証と言いますか、こういうことが皆さんに対する私たちのお見舞いではないですけどね、そういうものを考えていますというのを考えていただきたいと思うんですね。これは例えばですが、ある商店の方からのお話になりますが、「何かそのための金券に代わるような、町で使えるようなものを考えてもらおう。」とか「何か町がそれで活性化するようなものを考えて対応してもらえたら良いんじゃないか。」なんて話も出ていますので、その辺のこともちょっと考えていただければなと思っております。その辺について、

ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

深谷副町長！

○副町長 精神的な賠償と何と言いますかね、活性化の部分とはちょっとニュアンスは異なるかと思いますが、今おっしゃったことは、例えば原発に伴って景気が低迷している部分について、何らかの商店、商工会を含めて農家も含めてですね、フォローアップできないかという趣旨だと思うんですが、是非そういったことも含めて商工会それから農業者の方々といういろいろと相談をしながら、出来る範囲の中で検討をさせていただきたいなど、それが即、損害賠償の話ではないというふうに理解した上で、そのような活性化のための手立てというものは別に考えて参りたいと思います。

○議長 第3の質問を許します。

○6番（日下部三枝君） 3件目に移ります。

有害狩猟鳥獣の捕獲対策の現在とこれからについてお伺いいたします。

3月11日の災害後、心ならずも避難せざるを得なくなり浜通りの市町村の方々々が我が町をはじめ、住みなれない所での生活を強いられております。その市町村に人が居なくなったことで、イノシシ等の有害鳥獣が食糧を求めて中通りへ入ってきたりして、数が増えている可能性があるかと思われませんが、その捕獲にあたっているボランティアの人達の数が減少、高齢化が進んでいるとの話があります。これらのことについての現状とこれからについてお伺いいたします。

また、ボランティアの皆さんに対しての費用弁償等についての現状についてもお伺いいたします。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

○産業課長 福島原子力発電所で発生いたしました事故に起因し、国から避難を求められた区域は田村市都路町も含め、浜通りの2市5町2村の広範囲に及んでおります。三春町におきましても約1,300名ほどの避難者の方々が仮設住宅へ入居されております。

国が設定いたしました警戒区域等には、人の立ち入りが制限されているところであり、自然界の鳥獣の移動について調査は行われておりません。なお、実態については不明のままです。町内におきましての有害狩猟鳥獣による被害は、特にハクビシンの被害が増えているほか、イノシシによる作物の捕食被害も出ております。これらについては、現在のところ原発事故との因果関係は分かっておりません。

有害狩猟鳥獣につきましては、銃砲の所持、わな設置の免許を保有されている町内在住の猟友会の皆様にご依頼を申し上げ、有害狩猟鳥獣捕獲隊を組織いただき、年間を通して捕獲活動にあたっていただいております。捕獲隊は、猟友会の構成員の中から経験年数などを考慮し22名の方が選抜されておりますが、様々な事情により、狩猟に取り組む方々が減少しており、捕獲隊員の減少や高齢化につながっておるところでございます。

捕獲隊の活動費でございますが、年間50万円の町委託料の中から、出動手当、資材代を賄っていただいております。この他に町では、箱わなやイノシシ用のくくりわなを購入いたしまして、捕獲活動に備えています。

有害狩猟鳥獣につきましては、我が国全体の生活様式等が変化をしていることから、新たな対応が求められているところであり、町としましても、国県の動向を注視しながら、適切に対処を図って参りたいと思っております。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） 今の話の中でまず一つ。今回の原発事故の後、どの程度こっちに入ってきたかというのは、もちろん調査はされていないということですが。これは人間でもそうですけれども、お腹がすいた時においしいにおいがすれば、そっちの方に行くのが当然なので、もし自分が今棲んでところに何も物がなければ、ある方に向かって行くのが当然かなという感じがするんですね。ハクビシン、イノシシというのが、今三春町での捕獲の対象が多いということなんですけれども、イノシシとかハクビシンの行動範囲はどれくらいあるものなんでしょうか。私もちょっと不明なので、お聞きしたいなと思ったんです。

それから、年間の50万円の資材代、くくりわなという話が出ているんですけれども、今ガソリン代が結構高いんですよ。これで遠いところまで行って、捕獲にあたるということを見ると年間50万円というのはこれで良いのかなという気もするんですけれども。

それから、もう一つお聞きしたいのは、適切な対処をしていきたいということなんですけれども、適切な対処というのはどのようなことなのか。

その3点お聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

○産業課長 三春町の現在のハクビシン、イノシシの被害の状況、これをちょっとお知らせ申し上げたいと思います。イノシシにつきましてもは今年度、8月までの現在の被害状況ですと件数で3件、面積で25aほどの被害。これは昨年と同じ時期、22年の8月に比べますと同じく3件で変わりがございません。一方ハクビシンにつきましても、8月現在で7件の被害ということで、こちらは昨年と比べますと昨年は4件でございますので、倍近くになっているというような状況でございます。

お尋ねのイノシシ、ハクビシンの行動範囲は、なかなか難しいものだと思います。夜行性の動物ということもありますし、それぞれの生態に関わるものでございますので、どれくらいの行動範囲があるのかというのは、ちょっと難しいところがあると思います。ハクビシンにつきましても、よく住居、蔵、倉庫そういった所に入って中で巣を作っているというようなお話も聞きます。夜中に出て行ってどのくらい活動しているのかというのも、被害の状況には係るものだと思いますが、非常に範囲の特定についてはなかなか難しいということで、ご了承いただきたいと思います。

それから2つ目の捕獲隊への活動費、年間50万円ということで「これで良いのか。」というご質問でございます。出動手当て、それから資材代を含めて年間50万円ということで、今現在はお世話になっているわけでございます。こちらにつきましてはこれまでの経緯、それから実際に携わっていただいている皆さん方と協議を進めながら、今後検討を進めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

3点目の適切な対処ということでのお質しでございますが、現在、国の方ではこういった捕獲隊の減少というのは、当然、問題視しておりますので新たな取り組み方針等々が、今後出されるようであれば、町としましてもそういった方針に沿いながら対処方針を定めていきたいということをご理解をいただきたいと思います。

○議長 再々質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） これは私もずっと分からないのでお聞きしたいんですけども、先日のテレビで封鎖された道路、浜通りか中通りのどこかですけれども、封鎖された道路の周りに浜通りの方で放し飼いにされた家畜の牛が、ウロウロしていたのをテレビで見たんです。これは野生ではないんですけども、もうほとんど誰の手も借りないで、その山中に生きている。そういう状態の牛だと思んですけども、こういう物がどこか、それこそ獣道ではないですけども、そういう所をすり抜けて来た場合は、これは家畜として捕獲されていくのか。それとも野生化した何か生き物といいますか、そういう物として、あれしていくのか。その辺はどんなふうなものなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

○産業課長 放置されました牛が三春に迷い込んで来るという場合のお話だと思うんですが、当然、牛であれば飼い主の教示といいますか、トレーサビリティの関係で登録がされております。当然、いの1番にはそちらから、持ち主の方、所有者の方にご連絡をするというのが、真っ先の対応だとは思いますが。実際にそれが不明の場合につきましては、今現在、私どもとしても対処方針はありませんが、もし、万が一にそういう事が起き場合には、しかるべき所と協議をして進めていければと思っております。

○議長 第4の質問を許します。

○6番（日下部三枝君） 4件目に移ります。

町営バスのコースの見直しについてお伺いたします。三春町には大きな団地がいくつかあります。団地に住んでいる人たちは、若い人たちがいるというイメージでありました。ところが聞いてみると、ある団地はできて30年が過ぎて、元気はつらつで商店街へ来ていた人たちも、ご主人の免許返還やそれから体調不良のため乗せてもらえなくなり、自分も歩くのが容易でなくなったり、そういう方たちが増えていることに驚いております。したがって、こちらの方へも、この団地の方へもバスを回してもらいたいなど要望が出て来るようになりました。学校再編とのからみもあると思いますが、高齢化率や高齢者数等のことも含みながら、コースの見直しを考えられないかお伺いたします。

○議長 第4の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本住民課長！

○住民課長 ご質問の内容にありましており、高齢化に伴う交通手段確保の問題は、重要な課題であると認識しております。バス運行コースの見直しでございますが、現在、町営バスさくら号につきましては、2台で1日14便の運行をしております。現在の利用者の利便性を確保しながら、新たにコースを設定することは難しい状況ではありますが、軽微なコース変更は行っているところでございます。

本年10月からとなりますが、以前からまちづくり懇談会等で要望のありました南成田地区内へコースを組み換え変更し運行することとしております。

なお、町営バスさくら号につきましては、車両の老朽化等のこともございまして、平成24年度をもって見直しをする計画でおります。

高齢者等の交通弱者の移動手段確保のことにつきましては、今後、お話にありました学校再編に伴うスクールバスの利活用や既存の公共交通機関の利用促進等々も含めまして、引き

続き内部協議、それから地区協議等を進めながら、三春町における新たな公共交通のあり方を検討して参りたいと考えております。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） 今話にありました、新たな公共交通のあり方の検討ということなんでしょうけれども、それは学校再編の方との絡みもあると思いますが、だいたいいつ頃を目途に考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本住民課長！

○住民課長 学校再編のことがございます。それから、只今申しましたとおり、今現在のバスの老朽化というふうなこともございます。今現在もスクールバスとして、それから地区のコミュニティーバスにするのか、福祉バスにするのか、公共バスとしての利用が可能なのか、その辺も絡めてですね、町内部それから地区での懇談会等での中での協議ということを進めておりますので、引き続き進めて行き、平成25年に学校が再編されますので、それ位までにはまずスクールバスの利活用、併せて今後、スクールバスだけで良いのか、そういった公共交通機関がございまして、そういった方々とも協議して参りたいと考えております。

○議長 再々質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） そうするとだいたい25年のスクールバスの頃に、全部の公共交通もそこで出来上がるというんですか、始動するという事でよろしいでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本住民課長！

○住民課長 25年になるわけですが、公共交通というのは、これは町中の公共交通の便のことでございまして、スクールバスの概ねの利用確保はできるかとは思いますが、その全体としてのですね、公共交通のあり方というのは、これは永久に続けて行くものなのかもしれないので、引き続きベターというのかベストというのか、それらを求めて取り組んで参りたいと思っております。

○議長 それでは、これにて一般質問を打ち切ります。

……………・散会宣言……………

○議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので散会といたします。

長時間、ご苦勞様でございました。

（午後2時03分）

平成23年9月1日（木曜日）

1、出席議員は次のとおりである。

1番 萬年 智	2番 影山 初吉	3番 渡辺 泰譽
4番 佐藤 弘	5番 儀同 公治	6番 日下部 三枝
8番 陰山 丈夫	9番 上石 直寿	10番 渡辺 渡
11番 佐久間 正俊	12番 小林 鶴夫	13番 佐藤 一八
14番 渡邊 勝雄	15番 柳 沼一 男	16番 本多 一安

2、欠席議員は次のとおりである。

なし

3、職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 原 毅 書記 近内 信二

4、地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義孝
副町長	深谷 茂

総務課長	橋本国 春	財務課長	村上 正義
住民課長	橋本清 文	税務課長	佐久間 收
保健福祉課長	工藤浩 之	産業課長	新野 徳秋
建設課長	影山常 光	会計管理者兼 会計室長	吉田 功
企業局長	橋本良 孝		

教育委員会委員長	武地 優子	教育長	遠藤 真弘
教育次長兼教育課長	大内 馨	生涯学習課長	遠藤 弘子

農業委員会会長	大石田 紘一
---------	--------

代表監査委員	野口 邦彦
--------	-------

5、議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成23年9月1日（木曜日） 午後2時開会

第1 付託議案の委員長報告

第2 議案の審議

議案第52号 新三春中学校建設工事請負契約について

議案第53号 三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第54号 三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 三春町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第56号 三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
 議案第57号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて  
 議案第58号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて  
 議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて  
 議案第60号 平成23年度三春町一般会計補正予算（第2号）について  
 議案第61号 平成23年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について  
 議案第62号 平成23年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について  
 議案第63号 平成22年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について  
 議案第64号 平成22年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
 議案第65号 平成22年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
 議案第66号 平成22年度三春町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について  
 議案第67号 平成22年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
 議案第68号 平成22年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 議案第69号 平成22年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について  
 議案第70号 平成22年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について  
 議案第71号 平成22年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について  
 議案第72号 平成22年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について  
 第3 特別委員会委員長報告

閉 会

6、会議次第は次のとおりである。

(開会 午後2時)

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 それでは大変ご苦勞様でございます。ただいまより本日の会議を開きます。

…………… 付託議案の委員長報告 ……………

○議長 日程第1により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員長！

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。なお、本委員会は、8月24日、26日、29日、30日及び9月1日の5日間にわたり第1委員会室において開会いたしました。

議案第53号、「三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について」。

税務課長の出席を求め、本案に関する説明を受けました。本案は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が本年6月30日に施行され、個人住民税に係る寄付金税額控除の拡充及び地方税法の罰則規定の見直しなどの改正が行われたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第54号、「三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について」。

税務課長の出席を求め、本案に関する説明を受けました。本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令が改正され、固定資産税に係る課税免除の適用期限が延長されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第60号、「平成23年度三春町一般会計補正予算（第2号）について」。

財務課長の出席を求め、補正予算（第2号）全般について、詳細な説明を受けました。所管にかかる事項のうち、歳入については、地方特例交付金、地方交付税、県支出金、寄附金、繰越金の追加と財政調整基金繰入金の減額で、歳出については、財産管理費、自治振興費、災害救助費、非常備消防費、災害対策費、予備費等の追加と、職員の人件費、公債費の減額が主なものであります。慎重に審査いたしました結果、所管にかかる事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第63号、「平成22年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」。

関係する課長等の出席を求め、決算全般にわたり、決算書、事務報告書に基づき詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管にかかる事項について、予算は適正に執行されており、全員一致、決算は認定すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 経済建設常任委員長！

○経済建設常任委員長 9月定例会において経済建設常任委員会が付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について、報告いたします。

なお、本委員会は8月24日、26日、29日、30日、31日の5日間にわたり現地調査も含め第4委員会室において開会いたしました。

議案第56号、「三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」。

建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議会の議決を求めようとするものであります。審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第60号、「平成23年度三春町一般会計補正予算（第2号）について」。

建設課長、産業課長の出席を求め、補正予算（第2号）についてそれぞれ詳細な説明を受けました。所管にかかる事項のうち、歳入については、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入、町債の補正で、歳出については、農林水産業費、商工費、土木費、災害復旧費の補正が主なものであります。慎重に審査いたしました結果、所管にかかる事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第63号、「平成22年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」。

建設課長、産業課長の出席を求め、所管にかかる事項について、決算書、事務報告書に基づき詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管にかかる事項について、予算は適正に執行されており、全員一致、認定すべきものと決しました。

議案第69号、「平成22年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について」。

議案第70号、「平成22年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について」。

議案第71号、「平成22年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について」。

以上の3案は、企業局長の出席を求め、決算全般にわたり、決算書に基づき詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、予算は適正に執行されており、全員一致、認定す

べきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員長！

○文教厚生常任委員長 9月定例会において文教厚生常任委員会が付託を受けた議案について、その審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、8月24日に日程設定を行い、8月26日、29日、30日の3日間にわたり、第3委員会室において開会いたしました。

議案第52号、「新三春中学校建設工事請負契約について」。

教育長及び教育課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。本案は、新三春中学校建設工事請負契約について、議会の議決を求めようとするものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第55号、「三春町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について」。根拠法令の改正に伴い条文整理を行い、青少年健全育成に向けた事業が実施できる内容を追加するとともに、幹事の任命方法を定めるため、本条例の一部を改正するものであり、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第60号、「平成23年度三春町一般会計補正予算（第2号）について」。

教育長、教育課長、生涯学習課長、保健福祉課長、住民課長の出席を求め、所管に係る部分について、それぞれ詳細な説明を受けました。歳入においては、国庫負担金、国庫補助金、県補助金及び町債の増額であり、歳出においては、社会福祉費、衛生費の減額、児童福祉費、保健衛生費、教育費及び災害復旧費の増額であります。これらについて、慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第61号、「平成23年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」。

保健福祉課長の出席を求め、補正予算第1号全般について詳細な説明を受けました。歳入歳出それぞれに、34万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億6,031万円とするものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第62号、「平成23年度三春町介護保険別会計補正予算（第1号）について」。

保健福祉課長の出席を求め、補正予算第1号全般について詳細な説明を受けました。歳入歳出それぞれに、1,245万円を追加し、予算総額を14億2,011万円とするものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第63号、「平成22年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」。

教育長、教育課長、生涯学習課長、保健福祉課長、住民課長の出席を求め、所管に係る決算全般にわたり、決算書、事務報告書に基づき、それぞれ詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、予算は適正に執行されており、全員一致、決算は認定すべきものと決しました。

議案第64号、「平成22年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」。

保健福祉課長の出席を求め、決算全般にわたり、決算書、事務報告書に基づきそれぞれ詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、予算は適正に執行されており、全員一致、決算は認定すべきものと決しました。

議案第65号、「平成22年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」。

保健福祉課長の出席を求め、決算全般にわたり、決算書、事務報告書に基づき、それぞれ

詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、予算は適正に執行されており、全員一致、決算は認定すべきものと決しました。

議案第66号、「平成22年度三春町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」。

保健福祉課長の出席を求め、決算全般にわたり、決算書、事務報告書に基づき、それぞれ詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、予算は適正に執行されており、全員一致、決算は認定すべきものと決しました。

議案第67号、「平成22年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」。

保健福祉課長の出席を求め、決算全般にわたり、決算書、事務報告書に基づき、それぞれ詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、予算は適正に執行されており、全員一致、決算は認定すべきものと決しました。

議案第68号、「平成22年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」。

住民課長の出席を求め、決算全般にわたり、決算書、事務報告書に基づき、それぞれ詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、予算は適正に執行されており、全員一致、決算は認定すべきものと決しました。

議案第72号、「平成22年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」。

保健福祉課長の出席を求め、決算全般にわたり、決算書、事務報告書に基づき、それぞれ詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、予算は適正に執行されており、全員一致、決算は認定すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長　なお、議案第57号、58号、59号につきましては、委員会に付託せず全体会で行いましたので申し添えておきます。

…………… 議案の審議 ……………

○議長　日程第2により、議案の審議を行います。

議案第52号、「新三春中学校建設工事請負契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第53号、「三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第54号、「三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第55号、「三春町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第56号、「三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第57号、「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

(議長の声あり)

○武地教育委員長 本議案は私の一身上に関する議案ですので退席を許可願います。

○議長 退場を許可いたします。

(武地教育委員長が退場)

○議長 これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり武地優子氏を教育委員会委員に任命することに同意することに決定をいたしました。

○議長 武地氏の入場を許可いたします。

(武地教育委員長が入場)

○議長 ただいま、教育委員会委員の任命に同意をいたしました武地優子氏より、ここでご挨拶をいただきたいと思います。

○武地教育委員長 今まで教育委員を2期8年間、無事に務めさせていただきました。皆様のお力添えのおかげと心より感謝しております。この8年間、町長様を始め三春の全ての方々が三春を愛し、三春をもっと良くしたい、という思いでそれぞれのお立場で発言され、行動されている姿を見せていただきました。そして、先人が築いてこられた高い見識に基づいた品格ある町の雰囲気、自然の恵みを活かした静かでたくましい暮らし、脈々と続いてきたたくさんの人々の営みで、今の気鋭にとんだ三春があることも認識させていただきました。このような三春町で、教育委員として3期目を迎えさせていただくことになりましたこと、いま重い責任を感じております。

3月の東日本大震災においては、思いもかけなかった原発事故により、放射線の影響を受けることになってしまいました。未来を託す子供たちの健康をいかに確保していくかが大きな課題となり、様々な取り組みをしていただいていることはご周知のとおりです。

教育委員として、これからも長期にわたり続くであろう放射線の影響を出来るだけ少なくし、

日々の教育活動を着実にを行い、子供たちが健やかに学び成長していくことが出来るように熟慮し、発言し、取り組んで参りたいと思っております。

また、1年半後に迫った新三春中学校の開校に向けて、大きな喜びと共に無事にその日を迎えることが出来るように、皆様と共に取り組んで参りたいと思っております。

このような課題が山積しておりますけれども、三春の子供たちがそして全ての人たちが笑顔で学び、暮らして行くことが出来るように微力を尽くして参りたいと思っております。どうぞ、皆様のご指導をよろしくお願い申し上げます。

○議長 議案第58号、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり矢浪忠好氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することに同意することに決定いたしました。

○議長 議案第59号、「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり松崎正夫氏を人権擁護委員候補者として推薦することに同意することに決定いたしました。

議案第60号、「平成23年度三春町一般会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第61号、「平成23年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第62号、「平成23年度三春町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第63号、「平成22年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

なお、決算認定議案の質疑の際は、款、項、目、ページを示してから質疑を願います。

歳入全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第64号、「平成22年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第65号、「平成22年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第66号、「平成22年度三春町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第66号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第67号、「平成22年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第68号、「平成22年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第69号、「平成22年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

資本的収入支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第70号、「平成22年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

資本的収入支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第71号、「平成22年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第72号、「平成22年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第72号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

……………・・ 特別委員会の委員長報告 ・・……………

○議長 日程第3により、特別委員会委員長報告についてを議題といたします。

本定例会が議員の任期の最終となりますので、特別委員会の付託に係る事項について、報告を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会委員長の報告を求めます。

桜川河川改修推進特別委員会委員長！

○桜川河川改修推進特別委員長 桜川河川改修推進特別委員会は、現在の委員での初めての委員会を平成19年10月12日に開催以来、本日まで、一級河川桜川河川改修事業の推進について、県、町の取り組み状況など、調査研修を行い慎重審査してまいりました。これまでの審査内容について概要を申し上げます。

平成19年度は、日本化学入口交差点までの約160mの改修工事が実施されました。

平成20年度には、福島県における土木事業の最重点事業の1つとして桜川河川改修に取り組むことが決定し、概ね5年を目途に未完了区間約2.7km全区間の改修を実施予定であることの報告を受けました。実際に本格的な調査設計及び用地買収に着手されたほか、三春町の景観整備やより良いまちづくりのため、有識者や町民の方々のご意見を伺う場として、桜川景観検討委員会や桜川景観まちづくりワークショップも設置、開催されました。

平成21年度には、山崎橋の架け替えも含めた開削護岸工事135m、更に山崎橋から上流180mの暫定開削護岸工事が実施されました。

平成22年度には、山崎橋から雁木田橋の開削護岸工事283.5mと雁木田橋から上流187.9mの開削護岸工事が発注され、現在工事中です。なお、雁木田橋の架け替え工事は、県道須賀川三春線改築工事の中で発注され、こちらも現在工事中です。

平成23年度は、事業費総額10億4千万円であり、八幡町地内から不動橋までの開削護岸工事400mと大神宮橋、八幡橋、御免橋及び不動橋の架け替え工事が発注済となっています。

平成20年度の本格的な事業化以来、関係する皆様のご理解、ご協力により順調に事業は進んでおりますが、国や県の財政事情は厳しい状況にあり、当委員会としましては、桜川河

川改修事業が着実に推進され、更には町民の皆様のご意見が反映され、河川改修はもとより三春町のより良い景観形成及び良好なまちづくりが推進されますように、引き続き慎重審査を継続していく必要があると考えます。

以上、4年間の総括報告とします。

○議長 三春町町立学校再編等調査特別委員会委員長！

○三春町町立学校再編等調査特別委員長 三春町町立学校再編等調査特別委員会より報告いたします。当委員会は、三春町立学校再編等に係る諸問題について、審査、調査などを行うことを目的に平成20年6月定例会において設置し、今日まで計23回の委員会を開催して参りました。

初年度の平成20年度は、学校施設の耐震診断調査によりDランクとなった、三春小学校西側階段室及び御木沢小学校体育館の耐震化事業への取り組み状況、更には町立中妻保育所の閉所に係る経緯などについて審査を行いました。また、三春町立中学校再編計画に係る策定経過の総括及び田村市との協議経過などについて審査を行いました。

平成21年度は、三春町立三春中学校建設基本計画の策定状況や遠距離通学となる生徒の通学方法をはじめ、新三春中学校建設に係る概算事業費や財政計画について説明を求め審査を行いました。さらには、設計施工一括発注に向け、先に実施した三春病院及び三春町敬老園の設計施工プロポーザル競技の検証を行い、より良い手法を検討して参りました。

平成22年度は、4月から6月にかけて当委員会を5回開催し、新三春町立三春中学校建設基本計画や設計施工一括発注方式実施要領などについて、集中的に審査するとともに現地調査を行い、校舎の建設位置の変更や中学校専用の体育館を建設することについて、基本計画を修正するよう町へ申し入れを行いました。その後、技術提案総合評価の結果、工事請負業者として仮契約した株式会社大林組東北支店から、基本設計の内容について説明を受け、更には、町及び教育委員会から関係者や団体との協議経過について、説明を受けるなど審査を行った上で設計内容を承認し、実施設計に着手することを了承しました。

平成23年度は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、緊急的に校地の空間線量率を低減するために実施した、表土除去工事の実施状況や学校給食等の外部委託について報告を受けるとともに、引き続き新三春中学校実施設計の協議経過について説明を求め、審査を重ねて参りました。この秋には建設工事に着手され、平成25年春には新三春中学校が完成し開校する予定であります。町当局及び教育委員会においては、今後とも、安全安心な学校環境づくりを目指し、事業の推進に努められるよう切望し、委員長報告といたします。

○議長 ただいま、総務、経済建設、文教厚生各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査調査について、別紙のとおり申出がありましたので、閉会中の審査調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申出のとおり、所管に係る事項について閉会中の審査調査に付することに決定をいたしました。

○議長 ただいま、桜川河川改修推進、三春町町立学校再編等調査特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査調査について別紙のとおり申出がありましたので、閉会中の審査調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の委員長より申出のとおり、所管に係る事項について閉会中の審査調査に付することに決定をいたしました。

……………町長挨拶……………

○議長 本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。ここで町長より発言があればこれを許します。

鈴木町長！

○町長 本定例会に提案をいたしました全議案について、精力的に審査をしていただき全議案、可決、同意、そして認定をしていただきまして、誠にありがとうございます。いま、東日本大震災そして原発事故等々です、かつてない大変な状況下にあるわけでありましてけれども、これからのですね、議会と執行側で精一杯努力を重ねながらですね、町民の安全安心を確保して行きたいと、このように考えているわけでありまして。

なお、定例会が終わりますと選挙であります。再度、立候補をされる議員の皆さん方には必勝を祈念いたしまして挨拶いたします。

……………閉会宣言……………

○議長 これをももって、今任期最後の定例会が終了をいたすわけでありましてけれども、任期中議員各位、そして町長始め町幹部職員、更には多くの関係者の皆様方がお互にその立場を尊重しながら、町の発展と町民の福祉向上を願い、また、更には議会運営等にも深いご理解とご協力、そしてご活躍をいただきましたことに対し議長として敬意と感謝を申し上げたいと、このように思います。

そして、今任期をもって、議員生活に終止符を打つ議員の皆さん。思い返せば万感胸に迫るものがあると思います。長い間、誠にご苦勞様でした。改めて敬意を表したいと思います。

少子高齢化が進む中に加え、かつて我々が経験したことのない大震災や原発事故による放射線漏れなどで、私たちは不安と不透明な中での毎日毎日の生活を余儀なくされておりますが、ひるむことなく、しっかりと前を向き協働の精神にのっとり、更なる継続そして発展する地域や町づくりを推し進めて参らなければならないと考えてございます。今後とも、皆様のご支援とご協力を心より切にお願いするものであります。

最後になりますけれども、今般執り行われます町長、そして町議選に出馬し、挑戦をする皆様方のご健闘を心よりお祈り申し上げながら、平成23年9月定例会を閉会といたします。

大変長い間ご苦勞様でございました。

(閉会 午後2時51分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年9月1日

福島県田村郡三春町議会

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第52号	新三春中学校建設工事請負契約について	全 員	原案可決
議案第53号	三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第54号	三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第55号	三春町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第56号	三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第57号	教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	原案同意
議案第58号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	全 員	原案同意
議案第59号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	全 員	原案同意
議案第60号	平成23年度三春町一般会計補正予算（第2号）について	全 員	原案可決
議案第61号	平成23年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	全 員	原案可決
議案第62号	平成23年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	全 員	原案可決
議案第63号	平成22年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案認定
議案第64号	平成22年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案認定
議案第65号	平成22年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案認定
議案第66号	平成22年度三春町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案認定
議案第67号	平成22年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案認定
議案第68号	平成22年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案認定

議案第69号	平成22年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案認定
議案第70号	平成22年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案認定
議案第71号	平成22年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案認定
議案第72号	平成22年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案認定